

第五十八回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三号

昭和四十三年三月十四日(木曜日)

午前十時四十三分開議

専門員 松任谷 健太郎君

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 熊谷 義雄君

理事 森田重次郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 小沢佐重喜君

理事 佐々木秀世君

理事 白濱 仁吉君

理事 中村 寅太郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 本名 武君

理事 栗山 秀君

理事 佐々木三郎君

理事 西宮 弘君

理事 森 義福君

理事 樋上 新一君

出席國務大臣

農林大臣 西村 直己君

出席政府委員

經濟企画庁長官 宮崎 仁君

農林政務次官 安倍晋太郎君

農林大臣官房長 増垣徳太郎君

農林省農政局長 森本 修君

食糧庁長官 大口 駿一君

林野庁長官 片山 正英君

委員外の出席者

外務省經濟協力

局外務参事官 有田 武夫君

林野庁林政部経

済課長 植草 治郎君

林野庁指導部長 木村 晴吉君

労働省職業安定

局失業保険課長 増田 一郎君

二月二十九日

委員大村襄治君辞任につき、その補欠として川島正次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員川島正次郎君辞任につき、その補欠として大村襄治君が議長の名で委員に選任された。

三月一日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として枝村要作君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員柴田健治君辞任につき、その補欠として山田健治君が議長の名で委員に選任された。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案起草の件
農林水産業の振興に関する件(米価審議会に関する問題)

○足立委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、西村農林大臣より発言を求められておりますので、これを許します。西村農林大臣。

○西村國務大臣 米価審議会につきましては、これまで、いままでの状況を御報告申し上げます。

米価審議会は、去る一月二十四日、その委員の発令が行なわれたのでありますが、その後審議会の構成、ひいては米価決定のあり方の問題について、国会においては各政党間のお話し合いが続けられ、現在、国会対策委員長会議等において、せつかく御折衝中と承っております。

米価の決定に際しまして、米価の決定に直接の利害関係を有する方々の意見を十分反映させるよう配慮いたしますことは、政府の従来からの基本的な考え方でありまして、私は、先般はからずも農林大臣を拝命いたしました、全く同様の考え方に立つてこの問題に取り組んでまいりたいと思っております。

その方法については私の目下の考えは、去る八日、衆議院予算委員会において申し上げたとおり、できる限り努力いたしたい所存でございます。

何とぞ御了承賜わりたいと存じます。(拍手)

○足立委員長 この際、委員長から一言申し上げ

ます。

ただいま西村農林大臣から、米価審議会に関する問題について御発言がありました、本問題の解決並びに米価等の今後の審議につきましては、

本委員会といたしましても最善の努力をいたしたいと存じます。

○足立委員長 引き続き、第五十五回国会より継続審査となっております内閣提出、森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。

森林法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「十年」を「十五年」に改める。

第五条第一項中「政令で定めるところにより」を削り、「森林計画區別に」の下に「五年ごとに」を加え、「五年を一期とする」を「十年を一期とする」に改める。

第八条の見出し中「森林計画」を「地域森林計画」に改める。

第十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第五項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する次条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められていた伐採をする場合

第十一条から第二十条までを次のように改める。

(森林施業計画)

第十一条 森林所有者は、省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

3 森林施業計画には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との區別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積

二 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法

三 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

四 保育の種類別の面積

五 その他省令で定める事項

4 第一項の規定による認定の請求は、第二項の森林施業計画に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が左の各号に掲げる要件のすべてをみたすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 森林施業計画の対象とする森林(政令で定めるものを除く)の規模に応じ、森林生産の保護及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、政令で定める樹種又は林相の改良その他の森林施業の合理化に関する基準に適合していること。

二 地域森林計画の内容に照らして適当であると認められること。

(森林施業計画の変更)

第十二条 前条第五項の認定を受けた森林所有者(以下「認定森林所有者」という)は、左の各号に掲げる場合には、当該森林施業計画を変更しなければならない。

一 当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林の一部につき森林所有者でな

くなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範圍が異なることとなつた場合

二 当該認定森林所有者が次条の規定による通知を受けた場合

2 認定森林所有者は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施業計画の変更を必要とする場合には、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「森林施業計画」とあるのは「当該変更後の森林施業計画」と「作成し」とあるのは「作成されたもの」となるようにし、同条第五項中「当該森林施業計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「当該森林施業計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替へるものとする。

(森林施業計画の変更に関する通知)

第十三条 都道府県知事は、第十一条第五項の認定に係る森林施業計画(その変更につき前条第三項において準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林施業計画に係る認定森林所有者に対し、当該森林施業計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

(森林施業計画の遵守)

第十四条 認定森林所有者は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他省令で定める場合には、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第十六条 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

一 認定森林所有者が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。

二 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。

三 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

(死亡又は解散の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者が死亡し、又は合併により解散した場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

2 前項に規定する場合においては、同項の包括承継人は、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

3 第一項に規定する処分、手続その他の行為については、第三条の規定は、適用しない。

(数人共同の森林施業計画)

第十八条 森林所有者は、数人共同して、一の森林施業計画を作成し、これを第十一条第一項の都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の森林施業計画に関しては、前七条の規

定の適用があるものとする。この場合において、第十一條第二項中「当該森林所有者が定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定める」と、第十二條第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して（当該認定森林所有者のうちに森林所有者でなくなつた者があるときは、その者を除き共同して）」と、同條第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とする。

(京都府にわたる事項の処理等)

第十九條 森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の都道府県にわたる場合には、第一一條から第十三條まで及び第十五條から前条までにおいて都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

2 農林大臣は、前項の規定により第一一條第五項（第十二條第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認定又は第十三條の規定による通知をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により第一一條第五項の認定又は第十六條の規定による認定の取消しをしたときは、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第二十條 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

第七十九條第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 組合員のための森林施業計画の作成
第九十二條第三号中「行なう」を「行なう」に改め、同号を同條第四号とし、同條第二号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 森林施業計画に關し都道府県知事が行なう

第一類第八号 農林水産委員會議録第三号 昭和四十三年三月十四日

事務に要する費用

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十條第一項第一号の次に一号を加える改正規定、第十一條から第二十條までの改正規定、第七十九條第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び第九十二條の改正規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の森林法（以下「旧法」という。）第四條又は第五條の規定によりたてられていた全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法（以下「新法」という。）第四條又は第五條の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、新法第四條の規定により、昭和四十三年四月一日をその期間の始期とする全国森林計画をたてなければならない。

4 都道府県知事は、前項の全国森林計画につき新法第四條第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五條の規定によりたてられていた地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされている日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五條第四項及び第五項並びに第七條の規定を準用する。

理由

近時の林業に關する諸情勢の推移にかんがみ、森林資源の保護培養及び森林生産力の増進のため、諸施策の効果的な実施を図るため、全国森林計画及び地域森林計画の期間を改めるとともに、森林所有者が作成する森林施業計画についての認定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○足立委員長 本案につきましては、第五十五回国会におきましてすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○足立委員長 質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。森義親君。

○森（義）委員 法案の内部の審議に入るに先立ちまして、大臣がせっかく御出席でございますので、一言大臣の所信を承つておきたいと思うので

大臣も御承知のように、林業という産業は、投資から収益まで大体三十年から五十年もかかるという、実に息の長い産業であるわけです。したがつて、このような息の長い特殊な産業に対する政策というものは、必然的に長期計画というものが必要になってくると思ひます。したがつて、これを担当する林野庁を中心とする行政官は、じつと腰を落ちつけて政策の遂行に当たつていただく、こういう姿勢が望ましいと思ひます。

ところが、歴代林野庁長官は、参議院選挙に出馬をされます。農林省関係からは、もう毎回長官が参議院選挙に出馬をされるわけでございますが、そうなりますと、長官の任期中に、結局、参議院選挙の票田をつくるための政策というものが前に出てしまつて、これは息の長い林業政策を担当するには、実に場当たり的な、断片的な政策におちいつてしまふ危険性が多々あるわけでございます。今回の森林法の一部改正にいたしまして、そういうきらいが多分にございまして、

もちろん、政策にはいろいろございまして、その政策をいかに有利に使うかということ、これは与党の皆さんは、常に選挙対策を考えると、当然打たれる手でございまして、選挙制度審議会

で、官僚の横すべりが最近問題になっておりますが、そういう問題とは別個に切り離して、林業を扱う行政官というものは、そういうふうな選挙に出る地盤づくりをやるといふようなことを考えないような人を長官に据えることが、林業行政という息の長い産業をあずかる行政官としては、その心がまえが必要ではないか、こういうふうな思ひわけですが、そういう点について大臣はどういう見解を持っておられるか、最初にお尋ねしたい。

○西村国務大臣 林業は、私から申し上げるまでもなくきわめてロングランの観点から政策は立てていかなければならぬ、これは当然のことでございます。それから具体的に林業を扱います林野庁長官等が、従来参議院選挙に出馬された。ただ、その在職につきましては、必ずしも短いつか長いとかではなく、相当期間おられた方もあると思ひます。そしてわれわれとしては、あまり短期間で職を去るということとは望ましくはない、これが基本的な考えであります。

ただ、それをおやめになつてから後、御本人がどういふふうな形でそれぞれお考えを持つて行動されるか、これはまたその人の考えでございまして、われわれが関与すべきではないと思ひます。在職中は、短期のうちにあまりしばしばかわつていくことは、林業の上では好ましくはない、これは当然申し上げられると思ひます。

○森（義）委員 短期のうちに林野庁長官がかわるといふことは好ましくない、行政の性格からいって、そのことはそのとおりでございますが、そういたしまして選挙に出るとなると、これはお互いに私たち参議院選挙を戦つてきておられるわけですが、長官をやめてすぐに、突然心境の変化で参議院や参議院選挙に出るといふものではないわけなんです。やはり自分の在任中からその方面の準備をやるのは、当然政治家の常道であります。

したがつて、どうしても自分の持つておる権限を駆使してそういう票田を開拓するといふのは、政治を志す者の常道だと思ひます。そういう考

え方の人が歴代長官になっておられたのでは、林業行政というものは票田開拓のための行政におちいつてしまふ、こういうことを私は指摘しているわけですが。したがって、そういう選挙に出られるのは個人の自由であるから、短期に交代は困るけれども、個人の自由まで拘束できないということではなくして、担当大臣として、このような林業という特殊な産業を扱う最高責任者になる林野庁長官は、そういう形でできるだけ選挙に出ない人、腰を落ちつけて日本の林業のために尽くすような人が必要である、こういうふうに考える。私はそういう答弁をいただけたと思つておつたのですが、そういう答弁とは若干違ふわけですが。個人の自由だ、確かにそうでございませうけれども、そういうことだからこそ日本の林業というものが、今日の荒廃状態に置かれておる。いわゆる場当たり的な目先の、林業家から支援をいただくような政策を任期中に何かつくつて、そして票田をつくつておる。そういうことで、一つも関連性のない形の中でひょっこり出てきたりする法案があるわけですが。そういうことでは、日本の林業の長期の発展というものが期待できない。そういう角度から私はお尋ねしておるのである。この林業という特殊な産業を扱う長官については、できるだけそういう選挙を志す人はやらせないと、そういう人選はしないような方法が望ましいと考える、こういうことを大臣から承りたいと思うのですが、いま一度御答弁願います。

○西村國務大臣 林業の性格から申しますと、そういう御意見も十分われわれとしては考えていかなくてはなりません。ただ、林業そのもののいわゆる長期政策と申しますものは、もちろん、国会で御審議願つたいわゆる基本法であるとか、その他諸般の基幹的な法律、またその間において国会を通じ、あるいは政通を通じて、それぞれが長期的な視野のもとにおいて考えられた中から生まれたその後の施策でございませうから、一人一人がただ恣意的にこれを変え得るものではないというふうに私も考えております。そういう大事な職責

に、長くいるということはもちろん望ましいこととございませうが、政策そのものがそれによつてぐらぐらするというようなことは、もちろんその上には私も責任者としておりますし、あるいは農林大臣という職責もございませうから、十分それに気がつてまいらぬ。同時に、万一その職権を乱用するということがあることがあればいへんこととございまして、それは当然官界にある者は慎まなければならぬ、こう考えておることで御了解いただきたいと思ひます。

○森(義)委員 大臣は、林業基本法に政策の目標が明らかならなつておるから、だれが長官になられてもその精神を逸脱するものではない、したがつて、そういう点についてはかつては長官が自分の恣意的な票田つくりをするというようなことはいたさない、こうおっしゃつておるわけですが。それは聞きまされども、林業基本法の政策目標というものは、大きく分けて三つあるわけなんです。一つは、総生産の増大であります。その次は、生産性の向上によつて格差を是正するということがあります。いま一つは、林業従事者の所得を向上して、社会的、経済的の基盤を引き上げることなどなことです。この三つの政策目標が明らかにしておるわけなんです。

この政策目標に従つて法案が出ておるかというと、必ずしもそうではないわけなんです。今度の森林法の一部改正というものは、その政策目標の大綱のどこに当てはまるか。これは個別施策計画をなせることによつて、税制上の恩典を与える、そのことによつて大林業家にかんするメリツトを与えておるわけなんです。そういうことで、法律をつくることによって次の票田をつちかうことが出来る。林業基本法の精神のつとめて、それに長官が忠実にやつておられるんだつたら、もつと違った法案が出てくるわけなんです。たとえば、総生産の増大においては、当然林道の問題なり造林の問題について単独法案が出てくるわけなんです。必ずしも林業基本法の、いわゆる政策目標に向かつていまの行政は行なわれておらない。それはなぜ

かといへば、長官が選挙に出るために、自分の票田をつくるために当面の目標を追うから、法律というものが断片的な、場当たり的なものになるのだ、こういうふうな言つておられるわけなんです。だからいまの大臣のように、林業基本法には政策目標がはつきりしているのだから、それをはずれることはしないんだ、逸脱することはないんだ、したがつて、特殊な自分の票田を養うために、長官がかつてな政策をやるといふようなことはできないんだ、こうおっしゃるけれども、それはそれなりのワクの中でやる問題はあります。決して私は、今度の森林法の一部改正も、いわゆる林業基本法で示された政策目標から逸脱してゐると思ひませ

ん。しかし、やらねばならぬ問題がたくさんあるのに、ほこぼここういうこま切れた法律が出てくるというところは、そういうところに目標があるからで、そういう点について、歴代参議院選挙に出られるような長官をいただくということは、日本の林業の振興上思ひましくない。できればそういう問題は腰を据えて、そういう意図を持つておらない人に長官を担がせていただく、こう言つておられるわけですが。これは与党の議員だつて同じ考えだと思ふ。そんな場当たり的に……(そんな考えはないぞ。)と呼ぶ者あり)そうですか、それじゃ与党の議員の皆さんからも意見を出していただきたいと思ふのです。長官はかわつて毎回参議院に出す、そういう意図があるならばどうぞ出していただきたい。私は林業をなさる長官というものは、もつと腰を据えてやるような人を選ぶのが妥当であると思ふ。その点大臣どうですか。

○西村國務大臣 私は、最初から申し上げますように、林業の性格といたしまして、長期的な目でのことを考えていく、これは当然のことだと思ひます。したがつて、歴代の林野庁長官によつては、長い人もありまじやうし、ある年限やつた人もあります。人によつては違ふこともあるかも知れません。これは個人のそれぞれの事情もあると思ひます。したがつて、私はできるだけ長いこと

やる、短期でやめることは望ましくない、これははつきり申し上げておきます。それからもう一つは、私の説明が不十分であるかも知れませんが、一つの法律案は、もちろん単に個人あるいは一人の長官の意思だけで出るものでございませんで、ここに御提案申し上げますのもいろいろな機関を経まして、そしてまた国会にはそれぞれの政党がございませう。それらの御意見も勘案しながら出てまいつたという過程を踏んでおると思ふのでございませう。そういうようなことも御了承願ひながら、さらにこれがまた国会の正式の場でもつて御議論なり御審議を願つておる、こういうふうな御了解をお願いしたいと思ひます。

○森(義)委員 入り口でとんざしてあります、法案審議に入れませんので、私たちはそういう希望を持つておるということだけは十分大臣のほうとしてお考えいただきまして、林業行政の特殊性にふさわしいような長官を選んできていただくことを御要望申し上げまして、法案の内容の御質問に入りたいと思ひます。

前国会でかなり時間をかけまして森林法の一部改正については御質問申し上げ、審議をいたしましたので、そういう点に重複しないで、前国会の審議の中で言ひ足りなかつたことを中心にしてお尋ねしたいと思ふわけですが。いま大臣とのお話の中で私の申し上げましたように、林業基本法の二条には政策目標が明らかにしておる。その林業基本法が三十九年にできてからこちら、林野庁としては、この政策目標に合致する法律としてどんな法律を出されたか。いままでは入会林野近代化法と山村振興法の二つですね。そこで、今回出されようとする森林法の一部改正は、この政策目標のどれに該当するのか、これをまずお聞きしたい。

○片山(正)政府委員 今回の改正は、森林法の一部改正でございませうが、それを実施する結果によりまして、基本法でうたつております各条項にわたる実施ははかられることになつております。たとえ

ば、合理的な施業の推進、それにより健全な事業の確立、あるいは協業化の推進ということもうたわれておりますが、それもまたそれによつて達成するよう形であつてわれわれは推進しようとしてゐるのでございます。条項別にいろいろ基本法にうたつてありますが、条項別にはいまちよつと申しませんけれども、三条、十一条、十二条、十三条、いろいろな条項に改正が当てはまるとわれわれは存じておる次第でございます。

○森(義)委員 長官も御承知のように、基本法の第二条に政策の目標と云うのが三つ明確に羅列されてあるわけですが、その一つは、総生産の増大であります。その二番目は、いわゆる生産性の向上による他産業との格差の是正であります。三番目は、林業に従事する者の所得の増大によつて社会的、経済的地位の向上をはかる、これが林業基本法に示されておる政策の目標であります。いま出されようとする森林法の一部改正は、この三つの政策目標のどれに該当するの、これをお尋ねしておるわけですが、

それからいま一つ、この政策目標を達成するために林野庁のほうで準備されている法律案ですが、どういふものを将来出そうとおるか、その概要を、できればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○片山(正)政府委員 ただいまの御質疑に對して、各条項にわたつてちよつと具体的に言ひ過ぎましたので、かえつてポイントをはずしたような気がいたします。

御質問の第一点の総生産の増大の問題であります。御承知のように、今度の森林法の改正によります森林施業計画と申しますのは、目的といたしまして樹種、林相の改良、それから適期の伐採といふものがねらいでございます。樹種、林相の改良、適期の伐採は、最も増大する、最も生長する、最もいい伐期、それを対象としておるわけでございます。したがつて、いづれの場合におきましても林業の総生産の増大につながる問題でございます。

第二点の生産性の向上でございますが、これは、いま私たちの進めようとしておりますことは計画を樹立いたしまして、その計画の中で、いわゆる計画的な施業を協業の中で進めようといふことを推進しようとしておるのでございます。そういう協業の中で進める協業体としましては、一応われわれは、森林組合といふものが委託施業を受けましてやるというように望ましいのではないかと。その場合に、その協業をより合理的に進めるためには、それらの組合に對する資本の整備を打ち立てるということが必要ではないだろうか。そういう場合にわれわれは、いまの基本法の精神を体しまして、同時に林業構造改善といふのをやつておるわけでございますが、その中で計画制度と相関連させながらそれを推進させて、生産性の向上をはかつてまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

最後の福祉の向上といふことでございますが、計画制度を樹立した際におきますと、事業といふものの計画が立つてまいる關係上、それに従事されます労働者の方々が、いわゆる計画的に、通年の雇用も伸ばしていただけるのではないかと。そういうような姿の中で、社会保障、社会福祉といふものが相関連して達成されてまいるのはないだろうかといふふうにおれわれは思ひます。

そのような形で、われわれは御指摘の三点の基本法の精神そのものを、この計画制度を通して推進できる、かように存じておる次第でございます。

○森(義)委員 それからもう一つ、基本法の精神の大事なことが抜けておる。いま考えておる法律案です。

○片山(正)政府委員 法案としていま私どもが打ち合せておりますものといひましては、この間も質問がございましたが、森林共済制度の問題があります。森林を安定して経営してまいるといふ形において、現在の国営保険その他の保険といふものが必ずしも十分ではないと、われわれが考える次第でございますので、そういう問題を、まず経営の安定という意味から基本的に検討し直

して、法的措置によつて対処してまいつたらどうだろうかといふことを、いま検討中でございます。

そのほか、これは法案として即座にお答えするのはまだ早いと思ひますが、木材の流通の問題がございます。御承知のように、現在外材關係が非常に大きなウエートを占めてきております。国内材につきましては、漸増をわれわれはやつておりますが、いまの需要との關係で生産の停滞を來たしております。したがつて、国内材、外材との関連におきます製材工場の方、こういうものの体制をわれわれは整備していかねければならない、こういうような観点から、目下検討中でございます。そういう形の中で、もしでき得れば一つの形をつくつてまいりたいといふふうに考えておるわけでありませう。

それから、前からの問題として林道法といううなものが一応いわれております。しかし、私は、林道法といふものを考える前に、森林の開発をどういふ形で進めるべきか考えるべきではないかと。したがつて、現在われわれは、一ヘクタール当たり十三メートルといふものが林道の密度として一応的確であるといふ形をもちまして折衝に入つておるわけですが、もう少し具体的に、日本全国をブロックならブロックに切りまして、その中でどういふ開発を基幹的な林道にしたらいふかといふことをきめていきたい。そういう中で、法律としてそれが必要であるならばそういう形をとる。そういうものも含めて、いま私たちは検討をしておるわけでございます。

いづれにいたしましてもそういう問題を通して、検討の中で法案として必要なものは、すみやかな態度で臨んでいきたいといふように考えておる次第でございます。一例でございますので網羅しておらないと思ひますが、とりあえず御質問にお答えいたします。

○森(義)委員 大臣、いまお聞きのように、林業基本法の政策目標について非常に一貫したあれがないわけですが、こんなことで日本の林業が、前向

きの姿勢でいまの危機を脱することはできないと思ひます。日本の林業に課せられておる当面の重要な目標は、需要の拡大に對してどう対応していくかといふことです。これが足らぬから外材がどんどん入つてきておるわけですが、そうすると、総生産の増大といふのが最大の課題になってくるわけですが、その総生産の増大、当面の最大目標に向かつてまづこういう政策をやる――総生産の増大に必要なことは生産基盤の拡充であります。それは林道と造林であります。いま考えておる中では、林道法といふこともあるけれども、開発全体についていろいろ考えておる、こういう長官のお話でありますから、それなら、林業政策の目標の重点といふものはどこにあつて、それに対してどういふ法案を準備しておるか。しかし、それはまだこういう検討の足りないところがあるから、とありあえずまづやさい森林法の一部改正から出してきたのだ。森林法の一部改正というのは、全政策の中でどういふ位置づけにあるのだという、明確に系統立つた政策が行なわれたいというの、先ほど申しましたように、場当たりの長官がころころかわつてしまつて、自分の任期中に何とか次の票田の開拓をやればよいという、そんな人事をやつておるからこういうことになるのです。だから、私はいまの長官の答弁では、林業政策全体についての一貫性ある確たる、われわれがなほほそうだ、それの關係法案を準備していけ、特にわれわれが協力しようといふ意欲がわくような、そういうものが答弁からは得られないわけですが、もつとはつきりとしたものが林野庁の中ではあるはずなんです、長官がかわられて引き継ぎが完全に行なわれておらないのかどうか知りませんが、どうもいまの長官の答弁では心もとな感じがするわけですが、さらに部長のほうで補足することがあれば出していただきたい。

○木村説明員 いま御指摘がございましたのでお答えいたしますが、長官が申し上げましたのはその骨組みでございます。一番大事なものは生産性の向上の問題でございますが、生産性の向上の問題

うか。

○森(義)委員 その資料全部を言わなくても、その資料の中で労働者の賃金の問題です。その民有林労働者の賃金の問題を出していただきたい。

○片山(正)政府委員 あとで御提出したいと思ひます。

○森(義)委員 それではあとで提出してもらふことにして、いま林野庁が考へておる森林組合を通じての労務班、それはどういう性格のものでするか。

○片山(正)政府委員 性格と申しますか、森林組合が各森林所有者からいろいろ事業を委託される、その委託された事業を実施するという形の労務班という意味でございます。

○森(義)委員 林業従事者の社会的、経済的地位の向上に労務班がどういうふうに関与するか、その点についてはどういふふうにお考えですか。

○片山(正)政府委員 先ほど申しましたように、林業の一番問題点は、社会保障その他をやつていこうとする場合の一番の隘路は、やはり通年雇用じゃないというところに問題がございます。したがひまして、そういう通年雇用を達成するような形に持つていかなくてはならない。その場合の手段として、先ほど申しました森林組合の労務班というのもその一つとして考えられ、検討してやる、こういうことでございます。

○森(義)委員 林業労働者の一番大きな問題は、現在の山村の中におけるいわゆる封建的な身分関係なんです。若い人たちが住みつかないというのは、こういう封建的な身分関係の中に近代教育を受けた者が残れないということにあるのです。その封建的な身分関係を断ち切るためには林業労働者を組織化して、労働者としての権利を主張できるように組織をつくつてやるということが必要なんです。それを労務班という形で、森林家とのいわゆる身分的な関係、そういう問題を温存したままに労働者を使おうという、そういう考え方が林野庁にあるわけなんです。それでは若い労働者が、その封建的な身分関係の中に窒息するような

形の中では、たとえば賃金が上がりましたが残りませんよ。そういう封建的な身分関係を断ち切つて、この基本法の精神にうたわれておる社会的な地位の向上をどうはかつていくか。これは、近代的な人権尊重の立場に立つたところの労働者としての権利を主張できるような形に持つていくことが必要じゃないですか。そのためには労務班じゃなくして、民有林労働者の労働組合を結成させるべきなんです。それをあなた方は、その労働組合を押えるために森林組合の労務班という形で、いわゆる身分関係を温存した形の中でこき使おうとする、そこに問題があるわけなんです。その点どうお考えですか。

○片山(正)政府委員 われわれは、民主的ないろいろな姿を打ち立てようとしておるわけでございます。したがひまして、ただいまの森林所有者、そういう人が、御指摘によりまして、封建的なものであるというふうなことでございますが、われわれは、そういう所有者であつて労働組合の人であつて、すべて含めまして民主的な姿で進んでいく、そういうふうな形の協議会、研究会、そういうものをやつておるわけでございます。労務班はそういうものにはならないというふうなきめつけるといふのは、われわれはちよつと行き過ぎたやうな気がいたします。

○森(義)委員 それでは森林組合の労務班は、実質的に労働条件の改善なり社会的地位の向上について、団体交渉の権限が法的に認められるのですか。そんな森林組合の労務班が、民主的な権利を持つておるなんという考えは、もつてのほかです。

○片山(正)政府委員 森林組合の労務班というものは、団体交渉の対象に認められませんが。

○森(義)委員 労働組合法上の団体交渉の権限を持ちますか。

○片山(正)政府委員 組合が結成されておるといふことであります、持ちます。

○森(義)委員 あたりまえのことじゃないか、組合を結成したら、労務班それ自体は労働組合として

ての労組法上の三権を持つかどうかということをお聞きのす。いまつくられておる、皆さんがつくろうとしておる労務班は、労働組合として法的に認められた労働三権を持った労働者ですか。そんなことになってないですよ。労働組合と同じような労組法上の三権を持った労働班ができておるのだしたら、その場所を言つてください。どこどこにそういう団体交渉権を持ち、労働三権を持つておる労務班というものがあつたということなら、言つてください。

○片山(正)政府委員 現在は、御指摘のように、いわゆる山村のいままでの山地主と労働者という身分関係は温存されたままで労働力を確保しようとしても、これは無理だ。現在の中高年労働者はそのまま残りましたが、青年労働者は残らないわけなんです。これから日本の林業を考へていく場合に、どうしてもやはり機械の導入が必要になつてまいります。青年労働者をどうして残すかということになれば、労働者自体の中に民主的な権利を与えるということ、そのことが前提にならなければならぬ。それがいまのような、皆さんの実態調査をやられた中で出てきた、特に労務班を付与したところの労働者の組織ではない。したがひまして、民主的な権利を付与したところの労働者の組織をつくつて、若い青年労働者が住みつけるようにするためには、民有林労働者の組織化というものを考へていかなくちゃならないと思ひます。その点について、私が昭和四十年にこの場所を実態調査をしてくれと言つたのは、そういう封建的な身分関係というものをどう断ち切るかというところの方向へ実態調査が出てくる、そういうことを願望に置いてお願ひをしておるわけなんです。ところがすりかえてしまつて、それを封建的な身分関係に固定化しようというやうな方向に、林野庁が指導するなんというのはもつてのほか

だ。調査した資料を出さずにです。逆行もおびただしいと思ひます。その点について林野庁長官は、そういう方向で青年労働者——現在の中高年労働者は、過去のそういう封建的な身分関係のつながりからいって、しぶしぶついていくでしょう。青年労働者がそれで山に残ると思ひますか、いかがですか。

○片山(正)政府委員 青年労働者が山村に喜んでどまつてもらふというやうな形の施策は、ぜひわれわれはやつてまいらなければいかぬというふうに思ひます。そのような意味で、われわれは調査をいたしました実態調査をもとにいたしまして検討し、ほんとうに山にとどまつて、他産業と比べても負けないというぐらゐの形のを打ち立てていくことで努力してまいりたい、かように思ひます。

○森(義)委員 大臣はあまり時間がございせんが、いまの質疑応答を通じまして、大体何を私が尋ねようかというところを理解をしていただけたと思ひます。問題は、日本の林業を、将来の長い展望に立つて考へていく場合に、それらの長い手であるところの林業労働者、特に若年労働者が、どうして住みつけるやうな形にしていくかということが非常に重大な課題であるわけなんです。同時に、林業家が経営意欲を持つて林業に精を出す。この二つが並行してはじめて日本の林業は、期待しておるところの総生産の増大なりあるいは外材に安易な依存をしないで自給度を高めていく、国内で必要とする木材を国内でまかなえるやうな形になると思ひます。そのためには、その基盤となるところの労働力というものが非常に重要なんです。その問題についていまの長官の答弁は、何か現在の労働者が何と流出しなかつたらいい、そういう考へ方に立つた答弁なんかつた。私は、若い労働者をどう林業に残していくかという、そういう組織をつくらなければいかぬということをお言ひしているわけなんです。この点について、大臣はどういふふうにお考えか、所見を承りたいと思ひます。

○西村國務大臣 御質問、答弁の間に、おきまして、状況はよく把握いたしました。

そこで、私も終生産の増大、その基盤には、一つにはいわゆる林業の近代化という問題、その近代化には、経営の近代化、それにはもちろん資本なりその他の面からの近代化もありまし、労使関係の近代化、この点では、全くそういう観点からものはすべて考えられていかなければ、いわゆる優秀なる労働力の確保ということはできない。これはもう同感でございます。

○森(義)委員 そこで、優秀なる労働力の確保の問題について、いま一つは、この封建的な身分関係を断切するために、私は、民有林労働者が民主的な権利を主張できるような組織をつくる、いわゆる民有林労働者の組織化の問題について、一歩踏み出さなくてはならないということを強く指摘いたしておきます。

その次には、やはり何といつても賃金の問題です。この基本法の政策目標の中にも、いわゆる格差の是正とか、あるいは社会的地位の向上とかというものが入っておりますが、現在の民有林労働者の賃金がどういふようになっておるか申しますと、千名以上の大企業、大体三十五歳から四十歳、これは林業労働者のいまの平均年齢ですが、それらの人たちの賃金は、年間所得七十七万八千円です。これを林業労働者に割り当てますと、林業労働者の場合、大体奈良県あたりでは百五十日から二百日稼働ですが、最高二百五十日稼働したとして日給三千百円です。天候、気象の関係があつて、林業はなかなか全日数を通じて働けないわけですから、したがって、二百五十日の年間稼働として、三千百円の日給がなければ都会の労働者とは均衡しない。百名以下の中小零細企業の労働者で年間所得五十五万三千円、これに直しまして二千二百四十円です。二千二百四十円の日給がなければ、二百五十日稼働して都会労働者との均衡がとれないわけです。ところが、資料によりますと、いま伐木造林の全国平均が千五百五十円であるわけです。そうしますと、最低の中小

企業の労働者の賃金の半分なんです。こういう賃金実態が山林の労働者を確保しようとしても、これは無理なんです。この賃金を上げるためには、政策としてどういふ方法が講じられなければならないか、まずこの点について林野庁当局はどう考

えておるか、いま申し上げました数字は多少のあれはありますけれども、大体間違いないわけですから、中小零細企業の所得、それだけの所得をあげようとするれば、二百五十日働いて二千二百四十円の日給で二百五十日働かなければいけない。ところが、いま千五百五十円である。それは伐木造林で山に残れ、こう言つたつて無理でしょう。その賃金を上げるためにはどうお考えですか。

○片山(正)政府委員 手元に詳細な資料はございませんが、大体われわれの承知いたしております民有林の林業の賃金であります、土建業の屋外作業者の賃金とほぼ同じ程度の賃金が、いまの林業の賃金であると思つております。かつ、その賃金の上昇率を見ましても、過去五年來の上昇率を見ましても、屋外の建設業の賃金の上昇率と林業の上昇率とが、これまたほぼ同じような形で上昇しているわけでございます。そういう形ではございまして、いま御指摘のあつた一般二次産業等との比較におきましては、低位で格差があるというところは疑い得ないことだと思ひます。

したがって、林業としての問題点は二つでございまして、そういう低位な、屋外労働の土建屋さんと比較して同じでありながら低位であるというところは、通年的に働いてないところにある一つの問題点がございまして、したがってその道の打開をどうしてはかかっていかなければならぬ。

もう一点は、先ほども触れましたように、経営そのものがそれで成り立つような経営に持つていかなければいけない。それを吸収し得るような経営に持つていかなければいけない。そういうことで、われわれは資本整備等の合理化に力を入れ

て、そういうものができるとする経営体としての形に持つていかなければならないというふうに思う次第でございます。

○森(義)委員 いま私は、現在の林業労働者の賃金を、いわゆる都市労働者並みにするためにどのようにしたらいかなことについて、林野庁のお考えをたされたわけですから、そこで、経営者がそれを支払えるかどうか、そういう企業体を持つていかなければいかなことですか。経営者がそれを支払えるような企業体を持つていくためには、経営規模の大型化が当然考えられなければならないと思ふのです。労働者に、いわゆる賃金を支払えるような経営体にしていくためには、どういふ規模の林業が妥当なんでしょうか。林野庁は、どういふ規模の林業を、いわゆる労働者に生活費を十分支払える企業として考えておられるのか。いままで林野庁のほうは、大体日本の林業に對して、経営規模というものの持つての確たる考え方、方針というものがなかったわけなんです。そういうものがはつきりとして、こういう規模の経営にしていかなければ、雇つた労働者に都市労働者と同じような賃金を支払うことはできないというふうな経営規模というのはどういうものですか。

○片山(正)政府委員 われわれが当面考えておりますのは機械化、そういうものをわれわれは推進して行くわけでありまして、機械化の推進の中において、やはりそういうものを吸収できる方向を見出していききたい。したがって、機械化の一つの単位というのがございまして、山のいろいろな事情でそれぞれの機械の実態は違ふとは思ひますが、一応機械の効率的な単位という形の協業化というものをわれわれは推進していききたい、かように思ひます。

○森(義)委員 機械化の効率的な単位というのは幾らですか。

○片山(正)政府委員 機械によつて違ひますが、たとえば集材機一つとりまして、大型、小型で

違ひますが、一例をとりますと、一集材当たり大体二千立米前後というふうな考へております。

○森(義)委員 世間並みの賃金を支払えるにふさわしい林業経営の規模というのは、いわゆる機械化を単位にしてつた場合においては、二千立米以上の規模のあれじゃないと、民間の都市労働者の賃金と均衡したような賃金を支払えるような林業が成り立たない、こういうことですか。二千立米以上の民有林の所有者は、何人いますか。

○片山(正)政府委員 いまのは、私は一所有者という意味ではなしに、協業の形でそういうことを目標として進めていく、こういう意味でございます。

○森(義)委員 協業でもけっこうですが、経営規模は二千立米なければ、いわゆる都市労働者と均衡のとれた賃金を支払える規模にならない、こういうふうな理解していいのですか。はつきりしてください。

○片山(正)政府委員 われわれは、それを理想形態として持っているわけでございますが、場所によりまして非常に所有形態が複雑化しているところもあると存じます。したがって、そういうものを一がいにそういう理想形態にどうという判断はできかねると思ひます。したがって、そういうところにつきましては、さらに林道の問題とかいろいろ問題の中で、やはり総合的に考へていかなければいけないというふうに考へる次第でございます。

題としてなかなかむずかしい問題でございますので、具体的にこうだというのは、現在のところ持っておりません。

○森(義)委員 私は、そういうものが確立されなければ、そういう方向というものがはっきり出されなければ、いわゆる林業労働者の所得を向上して格差を是正し、社会的、経済的地位の向上をはかるという政策目標に合致しないと思うのです。だから通年雇用問題、それから賃金の問題、社会保障の問題、こういう問題は、一貫して林野庁のほうで確たる方針を出されて、その方針を貫いて、これで初めて日本の林業の基盤整備に必要なところの若年労働力を吸収することができ。これでやっていくんだというものを出さなければ、せっかく林業基本法ができて、これからの日本の林業の進むべき方向というものを明確に打ち出しておるにもかかわらず、それに対するところのいろいろな資料なり準備なりが全然できておらない。したがって、先ほど大臣にも言ったように、森林法の一部改正というものがひょっこり出てくる。これは場当たり的な法律だと言わざるを得ないわけです。

だから、三つ要素があるわけですね。いわゆる社会的、封建的な身分の問題、それから賃金の問題、社会保障の問題と。社会保障の問題でも、毎回この国会で追及しておるけれども、一向に前進しません。逆に、現在あるところのようやう力がかちとった制度すら、いろいろな面で労働者のほうから圧力を加えて、それをもぎ取ろうとしておる。これが実態なんです。前国会でも、特に倉石さんに、あなたは労働大臣をしてもらったから、この面については詳しい、あなたに農林行政の期待はしないけれども、農林関係に働いている労働者の身分の問題について期待したいと、私はここで質問したわけです。そのときに前農林大臣の倉石さんも、はっきりと、現在の民有林に置かれておる労働者の社会保障の問題については拡充する努力をする、関係各省とも連絡をしてやる、こう答弁をされたわけですが、その後どんな連絡

をしたのか。関係各省とどんな打ち合わせをしたのか。関係各省といえは、労働省と厚生省です。どういう打ち合わせをしたのか。そしていま林業労働者の失業保険の問題や、あるいは日雇健康保険の問題、こういう問題が、その打ち合わせの中でどういう段階にきておるのか。せっかくここで答弁されましたも、それが具体的に実施されなければ、答弁のしっぱなしということになるわけですね。無責任な答弁になるわけです。だから、大臣が責任を持って答弁されたことを、事務当局でどういうふうにするか答弁を具体化するために努力をされ、それがいまだどういう段階にきておるのか。特に重要な失業保険の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

○片山(正)政府委員 先ほどちよつと言ひ忘れたので、補足させていただきますのでございます。現在、都市産業との格差を解決するようなものはございせんと言ひましたのは、やはり技術がいま進歩している段階でございまして、機械化でも何でもそういう上昇の段階にございまして、われわれとしても現在なかなかつかみにくいわけでございます。

それからもう一点、ただいま申しました失業保険のその後の打ち合わせ、折衝の問題でございす。先ほどの繰返し答弁にはなりますが、まず第一点として、失業保険を受け得るような体制に持っていくのが、条件整備をするのが、まず第一というやうな意味で、通年雇用の促進の予算化とその指導をやつてまいりたいということをやつたわけでございます。そういうことが指導してできる曉におきまして、その運用といたしまして、先ほど申しました、たとえば、これは林野庁内部での検討でございますが、事務組合というやうなものをつくつて、その中で総合していろいろのじやないだろうかというやうな、内部のあれでございすけれども、対処をしてまいりたいという検討中のものでございす。

なおまた中小企業退職金制度、これにつきましてはいろいろ打ち合わせまして、森林組合が一つ

の契約の対象となりまして、林業者あるいは労働者の方々がその森林組合を対象として、中小企業事業団と契約を結ぶというやうな形で推進してまいりたいというやうに存じておる次第でございす。

○森(義)委員 日雇失業保険の特例給付で、いま民有林労働者がこの適用を受けておるのは、どこでございすか。

○片山(正)政府委員 現在は奈良県の十カ町村と、それから京都府の五カ町村というやうに調査いたしております。

○森(義)委員 もちろん、奈良県では三十八年から受けているわけですね。ところが、いま孤立化しておるために、それをさらに押えつけよう、日雇失業保険の特例給付は違法だからというところで押えつけよう、こういう形で出てきておるわけですね。それは御存じですか。

○片山(正)政府委員 押えつけようということかどうか知りませんが、全国的にはなかなかやりにくいというやうな形はございす。

○森(義)委員 現在あるのを押えつけようといはめさせよう、そういう方向へ労働省は働きかけをしておるのに、農林大臣は、現在あるのを拡大しようという答弁をしておるわけですね。労働省の考え方と農林省の考え方はこんなに違ひがある。片一方はつぶそうとしておるし、片一方は拡大しようとしておる。われわれはどちらを信じていいのですか。農林省は確信を持って、大臣の答弁のやうに、現在せつかく獲得したというやうな制度があるのだから、それを拡大していくという方向に、責任を持ってそれを拡大することができるとどうか。その点は、前国会から今国会までの間に、当然農林省が労働省と話し合つて、方向というものはきまつておらなければいかぬわけですね。ところが、きのうまだ労働省では、職業安定局長が、あなたたちが失業すれば、休業補償を事業主に要求しろということを言つておるのです。民有林労働者の、通年雇用でないこま切れ労働者が、休業補償なんてどこに要求するのですか。労働省の職業

安定局長は、民有林労働者の代表に対してそういうことを言つておるのです。これは林業労働者の実態というものを全然知らないものかという方だと思ひます。そういう状態にあるということとは、農林省と労働省の話し合いが、特に民有林労働者のそういう失業保険についての話し合いが、十分通じてない証拠ですよ。民有林労働者が雨が降ったからといって、きようは休業だからといって、事業主に休業補償を要求するやうなことがどこにあるか。これは労働の実態を知らない職業安定局長の答弁だと思ひますが、その点についてどこまで通じておるのか。また農林省は確信を持って林業、特に民有林の林業労働者の失業保険の問題については、現在奈良県、京都府の一部に適用されておる問題を、さらに拡大できるといふことを自信を持って言えますか。あとでこの問題について労働省から――職業安定局長来ておりますね。

○片山(正)政府委員 ただいまの御指摘につきましては、われわれとしては、何としても労働者の安定をはかつていく方向で努力してまいりたいと思ひます。ただ問題は、やはり法的にきめられておる、たとえば離職率の問題がございす。そういう問題と関連でいろいろ打ち合わせもおるわけでございますが、われわれとしてはあくまでも安定する方向に進めたいと思ひますけれども、しかし、その法的にきめられておる案の中で、やはりわれわれとしてはどうあるべきかということではいろいろ打ち合わせをしておるわけでございます。

○森(義)委員 労働省の失業保険課長ですか。昨日全国の民有林の労働者の皆さんが、職業安定局長と、この失業保険の問題について交渉されたときに、職業安定局長は、おまえたちは休業補償を事業主に要求しろ、失業保険に安易にたよるなというのはいかぬやないかという形で、現在奈良県が適用されておる特例給付の問題についても検討をする、こういうことを言つたやうですが、その真意はどういうところにあるのか、あな

たがかわって答弁できるならば答弁してほしい。

○増田説明員 昨日、林野関係の皆さま方が労働省の職業安定局長と話し合いをいろいろされたわけですが、その席上私どもの安定局長が申し上げました趣旨は、要は、通年雇用というところが前提ではなからうか。したがって、そういう前提なしに失業保険に一本ついくというところになります。かえって通年雇用そのものがむしろかしくなる。そこで、現在の姿をそのまま定着してしまおうということになるのではないかと。まず通年雇用ということと努力してみたらどうか。結局、通年雇用ということであれば、休業補償というように、雇用関係があるわけでごさいますので、当然そういうことになるわけですが、そういう通年雇用という面でも、それに付随した休業補償という面でも、もっと努力をしてみたらどうか。そういうことが、失業保険なりそういうものを適用する一つの前提ではなからうか、そういう趣旨で申し上げたわけでごさいます。

○森(義)委員 そこで、先ほど申しましたように、事業主に休業補償を要求すると言われたのですか。現在の給与と職場を変わっていく民有林労働者が、だれに休業補償を要求するのですか。

○増田説明員 現在の段階ですぐにというように、ことではないとして、考え方というところで、現在の事業主に對して通年雇用ということをやってみたらどうか。そういうことであれば、現在の事業主のほうにも休業補償ということで当然のこととして話ができるのではないかと、こういうことでごさいます。

○森(義)委員 冗談じゃないですよ。通年雇用さえ確立すれば、そんなものはあなたのところに行かなくても、法的にちゃんとできておるのですよ。だから、現在の林業労働者の実態というものを完全に把握しておられるならば、そういう意見は出てこないわけなんです。これはもうけんか腰ですよ。山からたまたま林業労働者が陳情に出てきておるのに、職業安定局長はそういう態度で

もって言うのはもってのほかだ。私は、きょう予算分科会がなければ、職業安定局長をここに連れてきて、その真意をたどりたいと思ったのですが、あなたに言ってもしょうがないが、通年雇用さえ確立されれば、そんな問題は解決できるわけなんです。いまそれができないから、現段階でどうするかというように言っているわけなんです。それを、通年雇用さえ確立すれば問題が解決するじゃないか、そんな答弁はないですよ。だから林野庁長官、これは通年雇用さえ確立されれば、先年ほど長官が答弁されましたように、すべての社会保障の問題は解決するわけなんです。ところが、それが確立しない段階において、現時点においてどうするかという問題ですね。これをまず第一段階として考えて、それから通年雇用へ持っていくための考え方、この二段階に分けて考えないと、それができるまでほうっておくんだということになる、林業労働者はますます踏んだりけつたりになりますね。だから、少なくとも林野庁としては現在の奈良方式の、いわゆる失業保険の特例給付はそのまま拡大、この方式で各地方の民有林労働者の組織のできておるところへ拡大していく、こういう方向を、この委員会でも長官として約束できますか。大臣はそういう答弁をしているのですが、長官はいかがですか。

○片山(正)政府委員 林業の実態といたしまして、先ほど申しましたように、非常に雇用者が小さいわけでごさいますので、特殊な人を除きまして、一事業主が通年的に雇っていくというのとはなかなかむずかしい、これはそう思います。相当期間がたつてもむずかしい。しかし、ただいま申しましたように、その雇っている人の形を、たとえば、先ほど申しました事務組合とかあるいは森林組合とかそういうような形の中で、ひとつ通年化していくというような指導であれば、これは何も遠き将来でなしにやっていくるんじゃないか、そういう対処をしてまいりたいというふうに思っています。

○森(義)委員 そこで、事務組合をつくって、そして通年雇用ができるような形をとっていく、こういうことなんですか。それはこれからやっていくことというように思っています。

○片山(正)政府委員 それはいま内輪の検討でございいますから、その中で確立して……。

○森(義)委員 まだ検討しておる段階ですか。しかし、現実には林業労働者が受けておるところの、奈良なりあるいは京都の一部で受けておる日雇失業保険法の特例給付というものが、林業労働者が組織されておるところは適用できるわけなんです。労働者の組織も何もないところではできませんよ。組織化されておるところでは適用できるわけなんです。それを労働省にやらす腹がまえがあるかどうか。それをやらす腹がまえがないのだったら、大臣が先国会で答弁されたような、いわゆる林業労働者の社会保障の問題の拡充について努力をいたしますというところに対する答弁にはならないはずですよ。

○片山(正)政府委員 林業労働の安定につきましては、われわれは始終努力してまいっておるわけでごさいますので、この問題につきましても労働省とは再三打ち合わせ、この問題以外につきましても打ち合わせておるわけでごさいますので、われわれはそういう安定の方向で、今後とも労働省と折衝を密にしてまいりたいというふうに思っております。

○森(義)委員 どうもぐあいが悪いようですね。現在林野庁も考えておるのですか、現在の奈良方式ではぐあいが悪いと。どうも先ほどからの答弁を聞いておると、そういうふうな受け取られしかたがないのです。林野庁自身が、林業労働者のそういう社会保障の問題について、労働省を説得するだけの自信と勇気がなければ、この問題は、労働省が上からぐと押えてきたらつづされてしましますよ。林野庁自身にそういう自信がないなら、そういう自信がないということをはっきり言いなさい。

○片山(正)政府委員 自信がないというよりも、やはり失業保険法そのものの性格との関連で、われわれは十分安定の方向はとるわけですが、打ち合わせておるわけでごさいます。

○森(義)委員 どうもたよりないお返事で、そのままの返事では私たちが了解できないわけなんです。それでは、奈良県が現在そういう特例給付を受けておる。これは奈良県の労働組合がしっかりしたものがあるからです。この奈良県の方式は、少なくともそのまゝ認められるのか。あるいは、それを縮小していく方針を労働省が出せば、やむを得ずということ、林野庁はそれの防衛をするというふうな気持ちはないのですか。

○片山(正)政府委員 われわれとしては、こういう雇用については、非常に重要でございしますから、その安定の方向を推進するわけでごさいます。が、いまおっしゃいました奈良方式についての、これを拡大していくというふうな意味でのわれわれとしての検討があるわけでごさいます。第一点は、日雇い労働者のみの雇用という点が一点と、それから継続的に企業活動をしておるという前提がございします。その点がいろいろな事情等もございまして、必ずしも画一的にいき得ないんじゃないかというふうなことを考えられるのでございします。

○森(義)委員 それでは、継続して雇用されておる者と日雇いの者と二つ分かれるから、日雇いの者だけにそれを適用して、日雇いのそれと二つを一本にしたもので失業保険を考えようとする場合には非常にむずかしいということですか。継続して雇用されておる者と日雇いと分けて考える場合においては、日雇い労働者にはいまの日雇労働者失業保険法の特例給付でいい、こういうことですか。

○片山(正)政府委員 それは、法的のたてまえとして、一般失業保険をやり得る事業所、対象の事業所が初めて日雇いのあれをやり得るということに規定的には、一応たてまえとしてしまはなつてございしますね。そういうたてまえをちよつと申し上げる以外にないと思ひますけれども……。

○森義委員 どうも長官、わからなかったらわかる部長で答弁してください。いまの答弁では、言うておるほうの長官もわからないし、聞いているほうの私たちもわからない。部長でわかっている人があつたら答弁して下さい。

○片山(正)政府委員 経済課長にひとつ……。

○植草説明員 私からお答え申し上げます。

奈良方式の場合ですが、一般の場合には、日雇い失業保険の特例給付を受ける場合には、一般失保の適用事業所、そういうものに日雇い労働者の特例給付が受けられるという形になっているわけ

です。ところが、奈良で行なわれている方式は、日雇い労働者のみを雇用しているという形になっているわけですが、一般の失業保険の事業所の認定をやる場合には、認定の基準がございまして、そして離職率の算定とか、あるいはそのほかに年間継続的に企業活動を行なっているものとか、あるいはまた雇用関係が明確だとか、いろいろな認定の基準があるわけがございまして、奈良県でやっております方式の場合は、そのうちの離職率の算定については、これをやらなくて適用される。ただし、ほかの要件が満足しているということが条件

になっているわけですが、そういう形になっておりまして、したがって、そういう方法は一般的に考えられると思うのですが、ただ問題は、日雇い労働者のみを雇用しているというところ、それから継続的に企業活動を行なっている事業体でなければだめだという点が、一般に適用していくという場合の、実は検討上の問題点ということになっております。

○森(義)委員 だから、事業を継続して行なつておる、それから日雇い労働者だけを対象として雇用している、こういうところは日雇い失業保険法の適用を受ける事業体として成り立つ、こういうことなんでしょう。それはわかつておるのですよ。全部わかつた上で奈良県の方式——各地方同じような雇用の状態にあると思うのです。奈良県がせっかくああい形形で適用されておるのに、それを他の地域に拡大して適用する、いわゆる通年

雇用が確立するまでの間そういう暫定措置がとれないか、こういうことを言っておるのですよ。

○植草説明員 詳しい問題点については、むしろ労働者のほうからお答えいただいたほうがいいと思いますけれども、私どもとしては、とにかく失業保険の適用をできるだけ前向きに拡大していきたいという意図で労働者と折衝を続けているわけがございまして。ただ、いまの問題点については、方法としては考えられるけれども、実態面において問題があるというふうな労働者のお考えもありますし、いろいろな問題があります。

○森(義)委員 それでは、労働者の言うなりになつてしまつて、実際問題として林業政策上重要な施策を、林野庁がみずから切り開いていくという意欲というものが全然ない。現実には適用されていることを拡大するできないで、新しい社会保障の確立なんかどうしてできるのですか。通年雇用が確立するまで待つてくれ、結論はこういうことになるのです。そんな姿勢では、林業のいい手であるところの労働力を確保したり、あるいは若い労働者を林業にとどまらすことはできませんよ。それができないければ、林業の生産基盤の確立だつて、増産だつて、そんなものはできません。じゃありませんか。どうするんですか。昭和九十年には日本の自給率を九〇%に上げるといっている。そのときの木材の需要量はたしか五億石をこしておると思うのです。いまの約七割か八割増しの需要があるわけですが、それに対してあなたたちは自給率を九〇%に高めるといっておる。現在ですら三〇%以上は外材が入つておるから、ほとんど労働力がなくなつていって、どうしてその計画が達成できるのですか、こんな肝心なための労働力確保の問題についての基礎条件が、あなたたちの一方的な引つ込み思案でどうして確保できるのですか。こんなことを毎国会で口がすっぱくなるほどやつておつても、全然前進はしない。いまの平均年齢が毎年毎年一歳ずつふえていくんですよ。林業労働者は昭和九十年には、いま四十歳の労働者は幾つになりますか。百歳です。そうするとあ

とひとつも青年労働者が住みつかない状態でしょ。そういう重要な問題をないがしろにして森林法の一部改正をやらせても、どうにもならないじゃないですか。労働者が法のたてまえ上こういつておるのでもうにもならぬのだ、こういうふうな林野庁の姿勢では、その問題が解決されない。解決されないならば、林業行政というものは前に進まぬじゃないですか。どうします。

○片山(正)政府委員 私は、いま先生の御指摘のとおり態度で進んでおるわけがございしますが、ただ、いまの奈良の方式の点でございしますが、これはこの段階のものでございましてということ、いまちよつと発言でき得ない立場でございまして、方向として、われわれとして安定のために努力いたしておるわけがございまして。十分そのほかの施策とあわせて努力してまいりたいと思ひます。

○森(義)委員 前向きな姿勢で努力しますというのは毎年言つておられることですね。前向きが一つも前向きにいつておらぬ。後を向いていようように思ふからそれをいつておるわけですが、この問題は、これ以上追及してもあれですが、とにかくいまの前向きな姿勢というふうなものは、現状から、労働者が安心して働けるような社会保障の適用を拡大していくということ、このことが前向きだと思ひます。それでしよう。前向きというのは、現状からさらに社会保障の適用を拡大していくということなんだ。そのためにこれから努力をする、こういうことだと思ひます。そういうふうな理解をして、その前向きな努力をした結果がどうであつたかというのを、来年度の国会でもう一回聞くということにして、次に移ります。

ひとつ森林法改正の内容についてお伺ひしたいのですが、森林施業計画の記載事項の中に、第十一條の三項ですが、この中では、施業計画を出しても、それに必要なところの資金計画なり労働計画は、全然出すことが要らなくなつていっているわけですね。書いてない。ところが二十條では、農林

大臣や都道府県知事は、この森林施業計画を作成し、あるいはその施業計画を達成するために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんを行なうと書いてある。片方施業計画の中には、資金計画は全然必要ない。ところが農林大臣は、そういう資金の融通あつせんを行なう、こういうことになつていっているわけですね。法律上これは抜けておるのではないかと思ひます。いかがでしようか。

○片山(正)政府委員 一つの計画を実施するための労働計画、資金計画、これは非常に重要だと思ひます。われわれもその確保等については努力してまいつたわけがございしますが、今回の森林法の改正のいわゆる公的認定、伐採の調整と樹種、林相の改良という公的認定をいたしましては必要ないのではないかと。しかし労働計画、資金計画はそれに付随してつくつていたかまして、われわれもそれについて努力するという方向におきましてそれを進めていくので、その間に矛盾というものはないと思つております。

○森(義)委員 それでは、農林大臣あるいは府県知事が資金のあつせん融通を行なう場合に、資金計画がないのにどういうあつせん融通を行なうのですか。施業案を出されてその施業案を遂行するために必要な資金計画、その施業案を実施するために必要な労働計画というものは当然なことなんです。何をやるにしたらとところで、その事業の必要とするところの資金計画と労働計画がなければなりませんよ。結局こういうことになれば、絵にかいたもちになるのではないかと。それだからこの施業計画を完全に遂行するためには、どうしても資金計画なりあるいは労働計画というものが加えられて、その労働計画に基づいてどうやっていくか、あるいは資金計画の足りないところはどうか、あるいは資金計画の足りないところはどうかというふうにしてあつせん融通していくかというところが出てこなければいかぬと思ひます。特に私たちがこの法案に期待を寄つていられるのは、労働計画なり施業計画の中に明らかにされたそのことによつて、通年雇用、雇用安定につながつていくものなのですから、奈良県なら奈良県の林業家が全部施業計画

を出して、それに必要などころの五年間の労務計画ができれば、毎年どれだけ労働力が要るかわかるのですよ。それができなければ、あなたたちは通年雇用だとか雇用の安定とか言っておられるけれども、この施設計画を出すことの肝心な根元で労務計画がついてない。どれだけの労働力が毎年要るのかということもつかめないような状態でどうするのですか。

○片山(正)政府委員 私、申しましたのは、その認定の対象といたしましては、ただいま申しました施設計画でいいじゃないか、しかし、それを進める場合の資金計画あるいは労務計画というものは当然つくっていただいて、われわれもそれによって推進していく。労務計画も、計画があるから初めて一つの立案ができるわけでございしますが、ただ認定の対象としてはしておらない、こういうことであります。

○森(義)委員 認定の対象の中に、資金計画と労務計画を入れたら何でいけないうのですか。入れたらどうしていかぬのですか。私は、この法案が実際に施行される段階で、労働者にどういうメリットがあるのか、これはあとで聞きたいわけなんです。私も期待しておるのは、このことが完全実施されることによって、いわゆる林業家については所得税から法人税から相続税から、いろいろと税法上の恩恵がありますね。ところが、山で働いておる労働者には、この法案が施行されることによって何のメリットもないわけだ。ただ期待されるのは、施設計画が出されることによって、それが完全に実施されることによって、労働者が通年的に雇用される、そういう条件が生まれてくるのじゃないか、こういうことで労働者が私たちは期待しておるわけなんです。ところが、それが認定の条件の中に必要ないからという事で書いてない。その認定の条件の中に入れることのほうが、より完全な施設計画ができるのじゃないですか。その点について、入れたらどうしていかぬのですか。認定する場合に、それを入れることによって、じゃまになるのですか。

○片山(正)政府委員 これは森林法に基づきますいわゆる地域森林計画、資源の計画の公的な認定をいいたそうとございまして、それができまして、先生おっしゃったような雇用計画等が計画的に実現されていく、そのことをわれわれは否定しているわけじゃないんですが、今回の認定は、あくまで公的の地域森林計画の達成の認定であるというふうに考えておるわけであります。

○森(義)委員 森林計画を達成する場合に、資金も労働力も要らぬのですか。

○片山(正)政府委員 いや、要らぬという事を言っておるわけではありません。その雇用計画、資金計画を否定しているわけではございません。大いにこれはやつてもらいたいという事でございします。ただ認定の対象にはしてないということとでございします。

○森(義)委員 だから私は、認定の対象にこれを入れたらなげいけないうのかと申しておるのです。どういういけないうことがあるのか。その認定の申請書を出す場合に、これを入れたらどういう差しかえがあるのですか。入れなければ、実際問題としてはその施設計画は計画倒れになる可能性があるのじゃないですか。入れたら悪いという理由を言ってください。私は、資金計画と労務計画を入れなければ、ほんとうの魂の入った施設計画にならぬと思います。

○片山(正)政府委員 何べんも繰り返すようで申しわけがございせんが、労務計画、資金計画といふものは、個別計画でもわれわれは推進してそれを達成するように指導し、また努力をしてきておるわけです。そういう意味では、一つも先生のおっしゃるような否定の意味ではございせんが、ただ認定というその行為は、資源の伐採あるいは植栽を公的に認定しているわけでございします。で、実行面としましては両方相まってこれは達成されていくべきものだ、こういうふうに解釈して指導してまいりたいと思っております。

○森(義)委員 それでは通年雇用の問題について、この法案は全然プラスになりませんよ。私どもは、そういうものが入って初めて初めて労働力がどれだけ必要であるということが明らかにになり、そこで初めて労働者の通年雇用というものが達成されるワンセクションになる、こう考えておったわけです。ところが、それが全然ないとするならば、これは施設計画に基づく個人の経営計画の中に入るのは、この施設計画が、個人の経営計画というものは、この施設計画ができればなくなるのですよ。それは自分ばかりにやりますよ。しかしこの前の国会の答弁では、個別計画といふのはなくなりました。そうすると、実際に必要労働をつかむところがないわけですね。その施設計画を実施するに必要な労働をつかむ場所というのはどこにもないのです。そうすると、通年雇用につながる資料というものはどこからも出てこない。それを入れてなげ悪いのですか。

○片山(正)政府委員 ただいまの点につきましては、指導部長からひとつ説明をいたさせます。

○木村説明員 先生の御意見は、実はそういう点非常に論議したわけでございします。もともとそれを飛躍いたしましたと、施設計画の作成の義務づけであるとか、あるいは当然そこに労務計画なり資金計画というのがあるのが正しいので、実は入れたわけですね。しかし、先ほど長官も言いましたように、公的な認定制度と、それから認定されたものが実行されない場合にはすべてが御破算になつてしまふから、必要最小限度——特に資金だとかというところになると個人経済に關係する。だから普及面において、資金なりあるいは労務計画というものを合わせたそういうものは指導いたすわけでございます。いままでの森林計画制度あるいは社会通念的に見て、やはり義務制の問題は、労務計画や資金計画、特に資金計画というのは個人経済に關係しますで、くだいようでございします。これは認定されたものが実行されなかつたならば一切御破算になるので、私は、つくつたものはできるだけ実行して、一歩でも前進させたいという議論の中から結論を得たものでござい

ます。

○森(義)委員 施設計画を出されて、それを実行するに必要な資金がもしととのわなかつた場合にはそれは御破算になる、したがって、資金まで入れておくと、それがととのわなかつた場合に御破算になるのだから入れてないのだ、こういうことですか。それでは二十条の資金の融通あつせんというの、どういう根拠に基づいて大臣や知事が資金の融通あつせんをやるのですか。施設計画の中に資金計画は出ていないのですよ。そうすると、方々から出てきた場合に、大体この人はこれだけの資金が必要である、それに対して関係金融機関からこういうあつせんをする、こういうことを計画を立てようにも立てようがないじゃないですか。場当たり式に、こういう計画でやりたいが金が足りぬからあつせんしてくれということ、施設計画と離れて個別に知事に言っていくのですか。何も言っていないけれども、おまえのところは金がないから貸してやろうか、こういうのですか。どういふことですか。根拠がないじゃないですか。

○木村説明員 根拠は、あくまで自主的に森林所有者がつくりました施設計画でございまして、施設計画を実行するために必要な資金というものをあつせんするということになるわけでございます。だから、あくまで計画と必要資金とはばらばらなものではないのだということとでございします。

○森(義)委員 施設計画を出してそれを実施しようとしたら、当然金が必要でしょう。その資金計画に基づいてあつせんをやるのでしょ。それを施設計画の中に入れて、そして片方では知事があつせんをやる。そんなあつせん、やりようがないじゃないですか。どうもそこが理解できません。もう一回……。

○木村説明員 舌足らずでどうも失礼いたしておりますが、施設計画そのものの自主的につくりました内容で、必要な——施設計画というのは五年間で、四十四年で切るのだ、造林は四十六年に植

えるのだ、ではその四十六年になれば資金が要
ののだとて、所有者は自主的に必要資金のあつ
せんを要求するとかということに相なるわけでござ
います。その辺ひとつ御理解いただきたいと思
います。

○森(義)委員 それは計画の中に入れたらなぜ悪
いのですか。当然施設計画が出て、私は山を五百
町歩持つておる、毎年こういう形で植林し、切つ
ていくのだ、それに必要な資金はこれだけ要する
のだ、こういう形で計画を出す。それで資金計画な
り、それに必要な労働がこれだけ要するのだ、そ
ういふものを出したらなぜ悪いのか。出さぬなら、
実際のあつせん計画性が立ちませんよ。五年間
に何ぼというのが出ませんよ。いまおっしゃった
ような説明によりますと、各人個々に自分の施設
計画を任意に立て、自分の施設計画を実施するに
必要な資金を頼みにいく、こういう形です、いま
のあつせんをしていくというのとは、それじゃ計画
も何も立ちようがないじゃないですか。なぜそう
いう資金計画や労働計画をつけたものを認定の対
象にしたらいけないのか、そこを聞きたいので
す。

○木村説明員 そのポイントにつきましては、あ
くまで自主的に所有者につくらすんだ。つくつた
ものは実行してもらうんだ。その場合に、労働だ
とか資金とか個人経済的な面が入りますと、一切
が実行されない場合は御破算になる。そこで、い
まの二十条のこれによってあつせんをしていき、
直接には結びつけないという一つのねらい——
もつと端的に申し上げますれば、結局公的認定制
度というものは必要最小限度の形で、あくまで自
主性の一つのポリシーの上に乗って泳がしていく
のだという考え方でございます。

○森(義)委員 どうもあなたの考え方がわからな
い。

○片山(正)政府委員 私たちは、いまの資金計画
や労働計画は当然つくるように推進をして、ま
た、その計画によってわれわれも努力をしていく
ことにはやぶさかではないわけでありま。

だ、認定をする場合の条件として、それがあつて
は実問題としてなかなかむずかしいわけござ
います。そのことを言っているわけでは
○森(義)委員 それでは認定条件のワケ外にはず
して、そういうものを施設計画なりに記載できる
ような方法は考えられませんか。

○片山(正)政府委員 ワケ外と申しますか、認定
条件からはずしていくことは、当然またわれわれ
も考えていきたいと思ひます。

○森(義)委員 それであつたらそういうことを明
確に法律の上に書かせませんか。認定条件の対象に
なるのはこれこれあるのだ、それから、いわゆる
ワケ外として、この認定条件を遂行するに必要な
資金計画と労働計画はこうなんだ、それを文書と
して添付させる、こういう形だったらわかるので
す。

○木村説明員 私、先ほどの補足させていた
きますが、現在の県のいわゆる管理団体、指導体
制から見ても、実行可能な範囲という点が、私の先
ほどの説明にちよつと抜けておりましたから、補
足させていただきます。

○森(義)委員 いま長官が申されたように、認定
の条件としてはこれだけのものだ、これだけのこ
とを記載しなければいかぬ。そこで付属文書とし
て、認定の条件をはずれてこれだけのものを添付
しなければいかぬ、これをつけておかないと——
これをつけて初めて二十条のあつせんが生きてく
るし、それからまた労働計画が立てられることに
よつて、通年雇用の一つの資料ができるわけ
です。あなたたちは通年雇用、通年雇用と言つてお
られるけれども、資料すらつくるといふことはい
わゆる肝心の資料ができれば、五年間を通じての
労働計画が出てくるわけでは

○片山(正)政府委員 先生おっしゃったような方
向で、つくらせるように指導したいと思ひま
す。

○森(義)委員 つくらすように指導するといふの
を、この法律の文章の中に入れてられないので
す。

○足立委員長 森君、法律的な見地から官房長が
お答えしたいということでありま。……

○檜垣政府委員 私は、長官や指導部長がお答え
しましたことを、法律的にこういうことであらう
という意味でお答えをいたします。

森林施設計画の内容を必要最小限度のものにと
どめたという意味は、これは説明にございました
ように公的認定制度ということ、いわば非常に
厳格な順守事項に相なるわけでございます。し
たがつて、その事項に反することがありますと
それが取り消し理由になる、認定取り消し理由にな
るといふことでございますので、どうしても公的
にこれだけは守ってもらわなければいけないとい
うものだけにとどめた。

そこで労働計画、資金計画というものは、確
かに一つの計画を実行するに必要な付随的要素であ
ります。しかし、これは当然、事の性質上弾力的
な要素事項であると思ひます。したがつて、そ
ういふ弾力的要素事項は法律上の計画内容としては
除外をしております。そうしてこの四項を見ますと、
「その他の省令で定める書類を添えてしなけれ
ばならない」ということで、これは、計画内容その
ものではなくして添付の書類でございますので、
法律的にはこの省令の内容で解決できることであ
るといふふうに思ひます。

○森(義)委員 わかりました。そういうふうに説
明していただければいいわけです。問題はやはり
そういうものが必要であるということ、必要
であるけれども、認定のあれには、厳格なもの
であるから入れぬほうがいいのだ。だったら、添付
書類としてはぜひつけさせる、こういう形で御指
導をお願いしたいと思います。

○足立委員長 午後二時再開することとし、これ
にて休憩いたします。

午後二時二十八分開議

○足立委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

午前中に引き続き質疑を行ないます。角屋堅次郎
君。

○角屋委員 午前の森委員の質問に続きまして、
議題となつております森林法の一部改正について
若干質問をいたしたいと思います。

午前中、ちやうど大臣御都合がありまして、森
君の非常に適切な質問の途中でおられなかつたわ
けですけれども、大臣お留守になつてから、主と
して労働者の雇用安定問題、あるいは社会保障問
題という点について、非常に適切な議論がござい
ました。そのことも念頭に置いて以下の質問をお
聞き願ひたいと思ひます。

本法案は、御承知の去年の特別国会の段階で、
与野党それぞれ関係委員の方々から相当緻密なる
議論がなされておりました。

私も、議論の経過について、十分承知をしてお
るつもりでございます。しかし、その後の情勢の
推移等もございまして、大臣も新しくおかわりに
なられたこういう機会でもありますので、あらた
めて御質問を申し上げるわけでございます。

まず第一に、農林大臣にお伺ひしたいので
ございますが、新しく農林大臣になられて、農林
水産諸問題についてこれから真剣に取り組まれる
わけでございますが、当面の林業政策の問題につ
いて、どういふお考えでこれから対処されるお気
持ちであるか、これをひとつ簡潔にお答えを願ひ
たいと思ひます。

○西村国務大臣 私は、必ずしもこの方面の専門
ではございませんけれども、この任を受けました
観点から、今後とも全力をあげて問題に取り組ん
で解決をはかつてまいりたいという心がまえでござ
います。

特に、林業につきましては木材需要が非常に強
い。それに対して、生産が国内的に追いつい
ていない。この理由は、申し上げるまでもなく、
林道の未整備であるとか、それから労働力の問
題、けさはども出ましたが、労働力の雇用安定と

申しますか、こういうようなこと、それからもう一つは、したがって伐採とか造林とかそういうものに對しまして、特に造林等の促進によつて林業生産活動の停滞を防ぐ、あるいはそれをむしろ打開していく、こういうようなこと、それからもう一つ問題になっておりますのは、外材輸入が強い。これをどうしていくか。円滑にしていって、長期にわたつてはもちろん外材に依存しないようにする、という方向を目ざし、長期目標は国内材でいく、こういう目標は当然立てて、それに近づけてまいるわけであります。特に私有林につきまして経営が零細である、資本装備も弱い、こういうような経営基盤の脆弱、これも一つの大きな林業の問題点である。こういうふうな考え方、問題点を拾ひ上げて、それからさらにもう一つは、経済成長のもとでは水の問題が林業育成にはついておりまして、災害防除ということもあつて、これは国土保全をはじめ人命、財産、一般経済に影響するところ大きいのであります。こゝらを十分踏まえまして対処してまいりたい。

そこで、これに對する私の考えとしてしましては、林業基本法というものを改めて願つて数年たつておりますので、林道の開発促進あるいは森林施業の計画化、造林の推進、いわゆる生産対策の強化であります。それから林業構造改善、質の改善であります。林業従事者の福祉の向上、それからその基盤になりますところの治山治水の拡充、こういうような点を推進してまいりたい、こういうような考えでございます。

○角屋委員 いま大臣から、林業をめぐる当面の現状とこれから進めていく考え方についてお話があつたわけでございますが、特に昭和三十年代以降の経済の高度成長との関連におきまして、これは林業ばかりでございませぬ、農林水産全般に非常に大きな問題をかかえてきておる、こういう現状であらうかと思ふ。同時にまた、経済企画庁からもお願いしておりますが、国土総合開発という観点から、産業全体のあるべき適正な配置というものはどういふ姿であるべきなのかというふうな

問題も含めて、そしてまた最近大きな政治問題になつております都市への人口集中問題とかからんで都市問題、あるいはそれと関連する山村地帯におけるところの過疎問題、こういうものもやはり総合的に必要な施策を強力に講じなければ、林業プロパーの問題だけで林業政策の強力な推進ははかれないというところであらうかというふうに基本的な思ひをございませぬ。

そこで、林業問題に入る前に少しく経済企画庁の關係のほうにお伺ひしたいのでございませぬが、御承知の昭和三十三年の時点で国土総合開発法に基づいて全国総合開発計画というものが閣議で決定してでき上がった。私、昨年の秋の予算委員会のときにこれらの問題を取り上げたときに、本年の秋にはいまの全国総合開発計画を改定するというところで、経済企画庁を中心にして関係各省の協力を得ながらいま鋭意この作業を進めておる、こう思ふわけでございます。

そこで、一体この計画を改定する立案の姿勢はどこにあるのか、また昭和三十年代にこれを制定した以降、あの計画に盛られた点について、やはり情勢の推移の中で情勢判断の甘かつた点、あるいはまた計数の予測値について、相当大きな食い違いが生じた点等も私はあらうかと思ふのでございませぬ。過般の全国総合開発計画は、いわゆる拠点開発方式というのに基づいて、産業と人口の適正な配置というのをやろうという意欲で、全国総合開発計画ができたと思ふのですけれども、その後の推移は必ずしも計画どおりに進んでいない。むしろ相当乖離した姿というものが現実には出てきておる。そういうことも踏まえ、同時にまた全国総合開発のできる前あるいはできた以降において、たとえば北海道から首都圏あるいは近畿圏、中部圏をはじめ、それぞれの地域の開発の立法があり、また新産業都市、工特あるいは山村振興等各種の立法がございまして、こういう問題も含めてやはり国土総合開発法に基づく全国総合開発計画を立てるにあつては、これらの問題を一体どういふふうに総合調整をして真に実効をあげるか、

そういう一つの基本的な問題もあるわけでございます。それらの問題も踏まえて、一体改定の姿勢をどこに置くのか、あるいは全国総合開発計画以降に計画した点と基本的にどういふ点に食い違いが起つてきたのか、こういう諸問題について、経済企画庁からお答えを願ひたいと思ひます。

て、いろいろの公共施設あるいは産業投資にいたしましてもかなりのものが行なわれまして、そしてまたこういった傾向から見まして、わが国の地域開発という問題を考える場合に、従来考えたよりも相当大きな規模の計画というものが進められるのではないかと、こういうことも出てきておるわけでございます。そういうことも出てきておるのみまして、国土総合開発審議会等におきまして、全国総合開発計画を練り直すべきだということな御意見も出てまいりました。また各方面におきまして、地域開発の問題についての長期構想なりあるいはビジョンというふうなものがいろいろ出てまいりまして、そういった動きに對して私たちがほうといたしまして、現在ある計画を再検討して新しい計画をつくり直す必要がある、こういう判断に立ち至つたわけでございます。

○宮崎(二)政府委員 お答えを申し上げます。御指摘のとおり全国総合開発計画は、昭和三十三年に策定をいたしましたのでございませぬ。この計画の内容についてくだけたく申し上げませぬが、いわゆる拠点開発構想というふうな方式を取り入れまして、所得倍増計画で経済の全体としての規模なり方向が示されたものに從ひまして、できる限り人口の都市集中、あるいは工業の集中といったような傾向に對して、いわゆる地方の拠点にそういったものをできるだけとめたい、こういうようなことを計画のいわば基本的な線としてしまして、この計画がつくられたわけでありませぬ。しかしながら、その後の推移を見ますと御承知のとおりで、まず日本経済そのものの成長のテンポと申しますか、これが所得倍増計画あるいは全国総合開発計画で予定したもののよりも、かなり早いスピードで進んでまいりました。また地域的な経済指標で見てもいりますと、大都市地域であります関東あるいは近畿といったような地域に對する人口及び工業の集中というものが、全国計画で予定したよりは非常に進みまして、たとえば関東の地域でいいますと、全国計画では工業出荷額の全国シェアを二九％、これは四十五年が目標でございませぬが、四十五年に二九％になるであらう、こゝろ見込んだものが、すでに昭和四十年で三五％になつてしまつたという状況でございませぬ。このようないくつかの産業の動きというものを對しては、全国計画で考えたときのわれわれの見方というものが、やはり若干甘いと思ひますか、希望のにすぎたというふうな反省もあるわけでございます。

また、このように経済成長のテンポが予定よりも、早くなつたということは、反面におきまして、若千具体的に申し上げますと、たとえば農林漁業の問題などにつきましても、地域部会報告でかなりいろいろ数字的な検討が行なわれております。いま非常にむずかしい問題も出ております。

そういう問題、いろいろございますが、これから多数の方々の御意見を取り入れまして、できるだけいいものをつくりたいということで現在努力中でございます。

○角屋委員 経済企画庁から出ている全国総合開発計画以降の検討の書類等を見ますと、一つは、やはりこれは高度成長との関連があると思いますけれども、従来の工場第一主義と、いわゆる地域住民の福祉のいずれを優先させるかという問題もありませんが、従来の地域開発の姿勢というものが、工場誘致偏重であったというふうな問題が、やはり一つの反省として出ておると思いますし、また同時に、今日までの都市に対する求心構造というものの対する判断が、全国総合開発計画を策定した三十七年段階では、なかつたというふうな反省もされておるわけでありまして、同時に、これは一次、二次、三次産業も含めて、地域のそれぞれの条件、それぞれの特性というものを生かした総合的な、社会開発も含めた総合計画というものが、この際あらためて検討されなければならぬというところ等もいわれておるわけでありまして、経済審議会の地域部会というのは、私も前から言え、やはり資本の要請が依然として強い方向で、太平洋ベルト地帯への人口集中、つまりいままでの求心構造というものを是認した上に立った総合計画というものを考えていく姿勢が根底にあるんじゃないかと思ひます。これは全国総合開発計画以前あるいは以降における経済、地域発展というものの、改むべき点についてはこれを是正するという姿勢で、これからの長期展望に立った新しい全国総合開発計画をつくらなければならぬ。これは閣議決定という權威づけをやるわけですから、これがこれからの全体の羅針盤になるというものでなければならぬ。

そこで、今度は農林省に返りまして、農林大臣のほうにお伺いしたいわけですが、全国総合開発計画というのをずっと見てまいりますと、これは農林漁業の関係を別に触れておらぬわけではございませんが、第二章の「産業の配置と発

展の方向」の中で、第一節、「工業開発の方向と地域的配置」、第二節として「農林漁業発展の方向」、それから第三章では都市問題に触れております。それからあとでは水の問題がありますし、土地の問題がありますし、あるいは国土保全の問題があります。そういうそれぞれの点、あるいは林業に

関係がある面では、観光開発の問題等も関連が出てまいりますし、あるいは農林漁業全般としては、第八章の「労働力の確保」という問題も関連はありますけれども、いまにしてこの第二節の「農林漁業発展の方向」なんというのを読んでみますと、現実の政策的視点からいくと、これが閣議決定による指針だとは必ずしもいえない情勢の推移があります。やはり農林省の場合は、全国総合開発計画というふうな経済企画庁が中心になってやる場合に、農林省自体の全国総合開発に対する農業、林業、漁業を含めての基本的なこれからの展望と姿勢というものはどうかということが、やはりインシアルとしてなければいかぬと思うのです。そういう点について、こういう全国総合開発なんというところでは、案外産業の要請ということが中心になって、第一次産業の関係というのは、その中で述べられておつても、全体として見るときちつとした形におさまっていないというところでは、これからの問題ははいけないと思う。そういう全国総合開発の問題ばかりじゃありませんが、いま取り上げておるのは全国総合開発の改定問題にからんですけれども、農林大臣から、これらの取り組みについてお考えを承りたいと思ひます。

○西村国務大臣 非常に大きな課題でございます。林業プロパーの問題の基本的には、おっしゃる通りに国土の総合開発の中における農林漁業の位置づけ、こういう問題からこの問題を取り上げていただくことは全く同感でございますが、日本の経済、日本の社会、日本の国民生活と申しますか、その中における農林漁業のあり方、こういう観点からやはり国土総合開発の中にこれを移してまいると、これはなかなかむずかしい問題でございます。議論だけでは済まない問題かもしれませ

ん。ことに経済発展の成長の将来の速度、姿というものを日本経済全体としてどういうふうに移していくのか、この基本姿勢が政府全体、経企庁が調整役でございますが、農林省も加わりまして、その中における一次産業としての農業、あるいは漁業、あるいは林業、これらを位置づけていくわけでありまして、したがって、具体的に申しますと、当然われわれのほうからも総合開発の調整部門に對しましては不連続連絡をとってまいり、その意見というものは述べ合つてまいりたいと思ひます。この中でございまして、これは全体の総合とそれから同時に地域開発、地域住民の福祉の向上、こういうところを土台にしながらわれわれとして進めてまいりたい、こんな考えでございます。

○角屋委員 これは全国総合開発計画をつくるという、先ほども言いましたようにすでに地域的にできておる立法、あるいは新産都市、工特等特立法の問題、さらに今度の国会に議論になります。たとえば土地問題に連関をしてみたいです。たとえば土地問題に連関をしてみたいです。建設省の関係の都市計画法問題、あるいは農林省関係で出そうとしておる農業振興地域の問題、あるいは通産省で出そうとしておる工業立地適正化法の問題、こういうような問題等もやはり全国総合開発との位置づけが明確にされるということが、土地を新しく造成するということとはもう困難な時代でありますから、そういう意味でもこういう問題は非常に重要だと思ひます。きょうはそこまでの議論をここでやろうとは思ひませんが、いづれにしても農林漁業を進める場合には、いわゆる人間を中心とした問題もきわめて重要でございます。経済の問題としてもやはり全国総合開発の現在の問題点を的確にとらえて、これから十年、二十年の経済開発、社会開発としてどうしていくのか、その中における農林漁業の位置づけというものについては、意欲を持ってこういう計画の中に組み込んでいくという姿勢が農林省自体になければならぬ。そういうことでこれらの問題に真剣に取り組んでもらいたいと思ひます。特にその場合に、もちろん平場の農村地帯、あ

るいは農山村の混合地帯、山村地帯、それぞれの地域——農村地帯も含めてでありますけれども、特に林業との関係でいえば、山村地域とは何ぞやということになりますけれども、しかし、たとえば耕地率一〇％以下、林野率八〇％以上、あるいは林業兼業農家率が一〇％以上とか、従来からいわれておる山村の定義に基づいて山村地帯をとらえてみますと、これは国土の三四％、関係市町村でいえば二〇％近くになるわけでありまして、そこに住んでおる人口がおおむね六百万というふうにあります。これは林業白書の中にも書かれておるわけでありまして、そういう面積的にも相当多い、地域的にも相当広いところが、やはり主として今後林業の政策を進める基盤になる。そういうところにおける過疎問題、山村振興問題というのが、総合開発の中でも重要な問題でありますけれども、これに対する取り組み、農林大臣としての考え方は、林業政策推進上からも重要であります。どういう取り組みでこれからいかにしようとするのか、この点お聞きしたいと思ひます。

○西村国務大臣 私は根本的には、土地政策とそれからそれ以外のいわゆる農業、林業等の基盤に対する政策とはうらはらの問題であると思ひます。言いかえれば、過密と過疎とは全然相対立した考え方ではないから、総合的につかんだ中で解決すべきじゃないか、これが基本的な考え方でございます。したがって、山村におきましても山村振興指定地域をつくりまして、そして山村振興法を皆さんのお力でつくっていただき、微力ながら進めておるわけでありまして、同時に農業におきましても、農業振興地域の整備に関する法律案を近く皆さんに御審議願つて、そうしてある程度重点的な形で、過密問題に相対した、調和のとれた形でこれらを解決していきたい、こんな考え方でおるわけでございます。

○角屋委員 山村振興問題あるいは過疎対策問題というものは、よほど政策意欲的に取り組まないと、大勢順応主義でいくと、教育問題、労働問

題、あらゆる問題を含めて、やはり大きな社会問題にまで、今日もなっておりますし、今後ともやはりなっていく。これは一般的な話としてはわからぬでもありませんけれども、相当政策意欲的にやらないと……。そのことが林業とタイアップした問題になってくる。労働力の確保という問題が午前中も取り上げられましたけれども、優秀な労働力確保というのは、山村地域におけるところの根本的な振興対策とタイアップしたものが一つあるという意味において、もうそろそろ本論に入っていかなければいけませんから、これは問題を指摘しまして要請程度にとどめますが、強くこの問題にも取り組んでもらいたい。

いずれにしても、私は農林漁業に取り組む姿勢というものが、今日農林省の役人といいますが、高級官吏といいますが、そういうところでは、最近少しバックボーンを失いつつあるのではないかと、率直に言ってしまう感じがする。もっと主體的な条件、自主的な条件で農林漁業について生き生きとしたビジョンと、それを裏づけるところの政策というものを立案するような情熱に燃えて取り組んでいくことが、今日非常に必要なんだと思う。これは、もちろん実態に対するところの調査なくして発言なしということもありますから、実態精査から始まらなければならぬけれども、それが、そのバックボーンが、私どもがかつて農林省に籍を置いていた時分からみると、だんだん後退をきてきているという感じがする。これは農林漁業全般の問題、あるいは総合開発の一つの農林漁業のあるべき位置づけという点からしても、そのことを強く望んでいきたいと思う。

森林法との関連の中で、これは前国会において取り上げられたわけですが、若干、木材の需給問題の關係で、大臣も御方針で述べられました点とお伺いしたいのですが、最近の木材の需給率の傾向というものを数字的に明らかにしてもらいたい。

○片山(正)政府委員 木材の需給率、いわゆる外

材の占める率というふうに解釈してお答え申し上げますが、昭和三十六年ぐらゐまで大体は二〇%程度の外材の依存度でございましたが、その後急激な外材の輸入増加がまいりまして、かつ需要の増に對しまして国内生産材がある程度停滞している關係から、その率は逐次増大してきております。したがって、私たちの現在の調査によりますと、四十一年におきまして約三三%弱、三二・六%でございますが、四十二年の見込みといたしましては約三九%ぐらゐになるであろう、それが四十三年度の見通しといたしましては、約四〇%になるだろうというふうに見通しているわけでございます。

○角屋委員 事務当局は、数字のことはなるべく正確に答えてください。

いまの外材との關係で見ますと、總需要に對するところの割合というものは、ずっとは申し上げませんが、昭和二十七年には外材の輸入の比率は一・八%、二十八年が四・二%、二十九年四・九%というふうになつて上がつてまいりまして、二けたの数字になつたのが三十五年、ちょうど高度成長の段階に入るところ、それからいまのように四十二年に三二・六%、それから四十二年では大体四〇%近くになる、こういうところまできています。そういう趨勢を見ますと、全国森林計画あるいは「重要な林産物の需要及び供給に關する長期の見通し」という林業基本法に基づくところの、政府で閣議決定をされた計画と関連をしてみると、これは相当やはり食い違いがくる危険性を今後とも持っている、こういうふうには判断せざるを得ないわけですから、その傾向は、いま指摘をしたような計画で逐次チェックをされながらいく自信がありますか。

○片山(正)政府委員 四十一年の閣議の決定をいたしました「森林資源に關する基本計画」と「重要な林産物の需要及び供給に關する長期の見通し」これを閣議決定を経たわけでございますが、この計画は、御承知のように、基本としましては経済企画庁の中期経済計画に基づきまして一応需

要の想定をいたしたわけでございます。そのような形でここにあります姿といたしましては、三十七年から三十九年の一応のベースをもとにいたしまして、その当時が六千六百五十万立方という想定から、五十年においては一億立方、それから六十年一億二千万立方、七十年一億三千六百万立方、八十年一億四千六百万立方、以下大体横ばいしていくだろうという計画を持っているわけでございます。これは御承知のように、先ほど申しました中期経済計画に基づいて算定してわけでございますが、最近の諸情勢はこの計画より上回っているわけでございます。したがって、ここで見通しました需要に對しまして、最近の傾向は上回っていることは事実でございます。

ただ、これは私たちこの五十年という長い期間において一応見通したわけでございますので、ほんとうに社会経済の基調が変わつてしまつたそういう一時の、一時と申しますが、当面の非常な過熱された状態での需要の増ではないだろうか。その辺の検討を今後十分いたしまして、かつ中期経済計画をもとにいたしたわけでございますから、現在の経済社会発展計画、それによつての再検討も含めまして、現在検討している段階でございます。

○角屋委員 いま長官が言われたのは、自給率の点から申し上げると五十年が七一%、六十年が七六%、七十年が八二%、八十年が八七%、九十年が九〇%、こういうふうには、いま四割近い外材依存率だと言つておられるけれども、五十年の段階でとにかく七一%だ。もっとも日本のいまの木材の蓄積量というふうな判断からいけば、戦時中の乱伐問題、したがって今日の森林の中には相当幼齢林が多いとかいろいろの關係で、将来はそれが活用できる段階がくるという、そういうものとあわせての先ほどの判断でなければ、それにいたしては、現状とはかけ離れておる形になっている。四割近く外材が入つておる。しかもこの木材の輸入額というものは、今日ではイギリス、アメリカに

次いで世界第三位である。日本の輸入の中では、木材の輸入というのは石油に次いで第二位であるという。もう国土の約七割近くを占めておる日本の山林、これは林業政策としてもつと強力な姿勢でやるならば、こういう安易な外材依存政策というのにはチェックできるはずである。ところがどうした大勢で外材輸入が伸展をきておる。国内生産は停滞の傾向である。これを打開をする、国内の自給率を上昇せしめるための打開策というものをやはり真剣に考えなければならぬ。それが必ずしも今日農林省の林業政策として、なるほどこれなら自給率を高めていく、今日までほとんど伸びてきている外材輸入というものをとコントロールすることができるといふ、われわれの腹にすゝんとはまるようなそういう体制には受け取れないわけだ。

そこで、先ほど来の「重要な林産物の需要及び供給に關する長期の見通し」といふものは、昭和四十一年四月の段階で閣議でできたけれども、これはすでに今日足元からくずれておる、今後ともこういう状態は相当期間続くのではないかと、こういうことになると、こういう基本法に基づいて立てる閣議決定というものは、意味をなすのとなさないのかといふことさえ疑問になつてくる。こういう長期見通しの中でいくといふならば、それを裏づける政策というものは強力に進めなければならぬ、基本的にそういうふうなふうに思うのですが、大臣いかがですか。

○片山(正)政府委員 おつしやるのとおりわれわれはさうに進めなければならぬ。そこでこの計画をつくつたわけでございますが、第一点の問題は、われわれの当初想定しました需要よりも確かに現在伸びてきた。伸びてきたものを国内材の生産でカバーできないといふところに、実は問題があるわけでございます。われわれの開発計画といふその内容の要点だけ申し上げますと、昭和六十五年までに山の開発、いわゆる林道、それから造林、拡大造林、これらを完成して将来に備えるという形の基本的姿勢が

あるわけでございます。ただ残念なことには、需要が増大してきたために開発問題が若干おくられているというところはございますが、山それ自身の実態といたしまして、終戦後植えた木で、いわゆる全然利用に達しないものが、人工造林のうち六七%を占めているという実態があるわけでございます。したがっていま切っている木——人工造林は、大正の初めごろに植えたものであつて、その当時は現在の造林面積の約四分の一程度しか植えられておらなかったという実態から、なかなか需要に追いつかないという本質的なものがございます。それをカバーするための措置として林道の開き、いわゆる三割の面積、四割近くの材積が眠っているものを、六十五年度までに少なくとも開発していただくという事で計画を立てて、先生のおっしゃるように対処していただく。その計画が若干おくられているというのが現状でございます。

○角屋委員 計画が若干どころの騒ぎじゃないですよ。もうこまごましたことで申し上げませんが、やはりこれに取り組む基本的姿勢というものが、われわれが期待する方向で真剣に取組んでいるとは言えないということを、私は率直に言っておきたいと思うのです。

そこで、外務省のほうから来ていただいておりますが、木材の開発輸入との関連がございするけれども、農林水産関係の海外経済協力基金というものの活用の現状、これについて御説明願いたい。

○有田説明員 これは主として外務省の所管と申しますよりも、輸出入銀行あるいは経済協力基金を通じてその融資をやっております。その主管官庁は大蔵省及び通産省、経済企画庁でございます。外務省としては、必ずしもその全貌は把握しておられないような次第でございます。

○角屋委員 そういうことでは困るのです。きのう外務省の経済協力局長のほうに話をして、これはなわ張り、外務省も関係があるし、経済企画庁も関係があるし、通産省も大蔵省も関係がある。

しかし、そんなに全部呼んで一々聞くという時間がないから、君一人来て答えてくれということをやつて、局長にも、そういうことで私がやりますからひとつ出てきてくれということではあらかじめ話をしておいたはずで、局長があらぬところから、何か緊急の要務があるだろうと思つたんですが、それならそれで、それをちゃんと受けて出てきてもらわぬと質問にならぬじゃないですか。

○有田説明員 そういうことは、私は不幸にして伺つておりません。

○角屋委員 そういうことでは困るのですよ。われわれは別に質問をあらかじめ予告する義務はないのです。義務はないのですけれども、やはり準備をする都合があると思うから、好意的にきのう外務省の経済協力局長のところと連絡して、こういうことを聞く、そして次は農林省にずっと入っていきますからということをやつて、それじゃ私、出ますということと、きのうちゃんと連絡がついておつたんです。なわ張りはいくらある。いろいろあるけれども、一々呼ぶわけにいかぬから、外務省に、君のほうが出て説明してくれと言つておいたのです。

それでは、外務省のほうはさうだわらぬから、林野庁のほうから林業関係についてひとつ答弁してください。

○片山(正)政府委員 林野庁関係、いわゆる木材関係についての海外経済協力基金を使用いたしまして開発しておる実態を申し上げます。

まず、大体四カ所でございます。一つはカリマシタンの北東部に、カリマシタン森林開発協力株式会社というのがございます。借りております金は大体二十億円でございす。(角屋委員)二十五億五千万円と呼び借りておられます。年間大体三千万立方メートルぐらゐのものを輸入しておる。PS方式、いわゆる生産分与方式とわれわれいっておりますが、それによつてやつております。それからその隣に、やはりカリマシタンです

が、三井物産が南方林業株式会社というのをやっております。そこがやはり同じPS方式で、四十二年度におきましては、年間大体一万二千石程度生産をする、こういうことになっております。

それからカンボジア開発株式会社というのをつくりまして、これが二千万円ほど借りておりまして、これは設立したばかりでまだ材は入ってきていません。

それから最後に、アラスカのほうにアラスカパルプ株式会社というのがございます。これは開発銀行から借りておるわけでございまして、大体、パルプ十九万トン、製材六十万トンというような形で開発をやっております。

以上が、大体現在の状況でございます。

○角屋委員 いわゆる開発輸入という形で、開発銀行の資金もございす。主として海外経済協力基金——ことしの予算で見ますと、四十三年度は事業規模として四百四十億海外経済協力基金が準備されている。それは、農林水産以外の他の方面にも使われるわけですが、農林水産関係だけを見ても、相当こういう方面のことが政府資金を使つて進められてきておるわけです。

この際、さらに聞きたいのですが、これは前国会でも質問がなされた点ですが、最近の新しい時点として、御承知の外材輸入の輸入の大手は、ソ連材であり、米材であり、あるいは南方材である。米材の問題については、従来の丸太で来るという問題について、これがアメリカの事情によつて、日米交渉までやらなければならぬという事態が出てきた。この外材にどんな依存していく今日の傾向というのは、私はこれは戒めなければならぬと思うのだが、それにしても需要が旺盛であつて、国内の生産が停滞するということに藉口して、外国からの外材輸入がどんどんふえてくるということにいつておられるけれども、一体外国の事情というのはどうか、そういうものに十分こたえ得るような状態であるのかどうかということになると、これは今後の見通しからいくと、必ずしもさうもい

えぬというのが、アメリカの最近の日米交渉の中でも出てきておると思う。そういう点について、どういふ判断を外材輸入の今後の相手方の姿勢についてしておるか、簡潔にお答え願いたいと思ひます。

○片山(正)政府委員 外材のいま入つてきております大半は、いわゆるフィリピンを主体とする南洋材、それから米国、カナダを主体とする米材、それにソ連材で約九〇%以上を占めておるわけでございす。その中で、南洋材が約半分、五〇%ばかりを占めておりますが、南洋材は、御承知のようにフィリピン及びマレーシア、ボルネオ、そういうところから入るわけでございす。その南洋材の輸入のうち六〇%はフィリピンから輸入している。そのフィリピンが、現在フィリピン政府の方針をいたしまして、なるべく国内で製材並びに合板を出すという指導をやつておりますので、その関係で、木材を今後処理する場合に、そういう条件を付して政府として指導しておるようでございます。したがって、フィリピンが丸太を出してきまして、うち八〇%は、従来は海外に出ておる現状でございす。フィリピンとしまして、丸太の国内の消化ということから、生産材の六割は国内で消化しないという指導をしておりますので、四割程度しか出せないという状況になると思ひます。したがって、現在、丸太が八割出るのが四割ということになりますから、急減していく方向をたどるのではないかと、いふふうに想定いたします。したがって、私たちはそれにかわるマレーシア、あるいはボルネオ、そういう方面の開拓を大体同じような用途の樹種でございすのでやつてまいりたい、かような意味から、カリマシタンに対して政府としても応援して開発していきたいという考えでございます。

それから、米材の関係でございますが、この米材関係も、国内材の杉、ヒノキの減少から相当期待しておるわけでございす。この結果、端的に申しますと、米国内において買いあさりがある

たということですが、最近におきましては内地材の値上がりというものは、外材のそれに比してむしろ上がつておる、外材が内地材の値上りより下回った形で押えられてきておるといのが現状でございますので、価格面において山地工場が非常に困つてくるという現状ではございません。

大体以上でございますが、とにかく今後も需給関係が少し変わつてくるわけでございますので、その面の指導等十分いたして善処してまいりたい、かように思つておるわけでありませう。

○角屋委員 さらに聞くんだけれども、倒産は一体どちらの地帯に多いのか、計数的に説明願ひたい。

○片山(正)政府委員 ちょっと数字がおくれておりました、一月からずつと月別に統計をとつておりますけれども、大体倒産の主体を占めておりますのが、いわゆる中間工場でございます。山元でもない、都市工場でもない、いわゆる先ほど申しました中間地帯のものが中心で倒産いたしております。

○角屋委員 長官、こんなことは、もう打てば響くように答えなければだめです。先ほど来言つておるうちに、林業政策という場合は、林業関係産業の動向とか、これをどういうふうにして持つていくかというのと重大な関係があるんですよ。そしていま言ったような、いわゆる新しい要因として外材がどんどん増加してくるといふ傾向をいかにチェックするかという問題と、その受け入れ態勢の動向と林業政策との関連では、それをどうとらえてどういう方向に誘導していくのか、こういうものがなければだめですよ、林業政策としてあるいは農林漁業全体の問題でもあるけれども……。

そこで今度は、外材問題については多くの問題がありますけれども、私の言わんとするところは、いわゆる開港輸入あるいはそれに對する受け入れ態勢としての外材専門工場、あるいは外材と併用工場とができることによつて一つのビルトイ

ンされた体制ができてくると、これはなかなか抜きがたいものがある。一定の比率というものは、ほとんど入る傾向を持つてくる。だから、主体的にやはり国内の自給率を高めるといふ傾向を進めながら、外材についてはチェックするといふ方向をとる。こういうのが、基本的なわれわれがとつてもらわなければならぬ考え方の一つだということとを強く申し上げておくわけだ。

今度は、国内の需給問題に再び返つて若干申し上げたい。全国森林計画、一体この全国森林計画で計画しておる計画量と実行量との関係の乖離について、具体的にどうなつておるか説明願ひたい。――それではあとで資料で出してください。

○片山(正)政府委員 それでは資料で出します。

○角屋委員 私は、前国会の審議のときおらなかつたので少し聞きたいんですけれども、今度の森林法の改正で全国森林計画は十五年としましたね。それから地域森林計画は十年としました。今度新しくつくる森林計画は五年。前者の二つについて、期間を延長した趣旨はどこにありますか。

○片山(正)政府委員 今度森林計画というものを五年分つくるわけでございますが、その五年分をつくる実施計画の指針となりますのが地域森林計画でございます。その場合の地域森林計画の期間が十年ということにいたしました。五十年のものが一年でつくるわけじゃございません。ずれていくわけでございますから、したがういまして、十年の期間がないとそれを目安にすることは困難であるということから、期間を延長するわけでございます。

○角屋委員 そこで、この法案の中身で若干あれしたいのですけれども、前国会のときに若林長官が、いわゆる森林計画というものの十年間の達成の見通しについて説明をされていますね。私有林の場合三十ヘクタール未満が四〇%、三十から五百ヘクタールのところが八〇%、五百ヘクタール以上八〇%、こういう見通しを言っているのですよ。私はこの森林計画というものは、一定の規模以上のものは義務的にしてはどうかという感

じさを持つてゐるわけです。しかし、今度は認定制度でやろうというのですが、十年の中で相当大手のところを、八〇%の達成率なんというふうなものを一応めどにしてゐるのは一体どういふことなんですか。これは公有林関係は一〇〇%見込んでゐるわけですね。国有林は国がやつてゐるのだから、これは別です。

そこで、零細なものは数人共同あるいは個別でやるか、こういう問題がございます。森林組合が中心になつて指導する場合でも、あるいは個人がやる場合でも、そういう問題があると思う。そしてまたこれは毎年伐採できるような、そういう経営規模ではありません。しかし少なくとも一定の規模以上のもの、たとえば認定の基準のときに、三十ヘクタールと説明されてゐますね。そういう一定規模以上のものについては、むしろきちつと一定年限で義務的にやつたらどうかと思う。今日の木材の需給の中で、外材をどんどん入れなければならぬという体制の中で考える場合に、食糧の問題だつて何だつて、必要な場合には直接統制をしてやるといふような姿勢をとるでしょう、第一次産業の中でも、林業については、自主的に自主的にと自覚を持つて――しかしやはり義務的にということだつて、これは必要な場合があるのです。またそれが可能であれば、そういうことにきちつと踏み切ればいいとさえ思う。かりに認定制度でやる場合だつて、こんなゆうちうな形でなせやつてゐるのか、こういう疑問が私はあると思う。一定規模以上のものはきちつとやるといふことをやつたらどうか。十年間で八〇%というゆとりを持った、そういう実態はどこに理由があるのですか。

○片山(正)政府委員 森林計画が公的色彩であるといふような意味からいいますと、確かにおっしゃるような義務制ということも考えられるわけでございます。しかし御承知のように、過去、昭和十四年でございまして森林法の改正をいたしました際に、やはり森林計画の義務制ということをやつたわけです。その当時は戦時中

はなやかなりしころで、かつ統制時代への移行の時代でございました。その際にそういう義務制をやつたわけでございますが、結果的には必ずしも成功しなかつた、うまく運用ができなかつたといふ実態もございまして、したがういまして、現在の社会経済の情勢の中におきましては、そういう義務制でやるというよりも、むしろ理解していただく、そしてこれを推進していくほうが、誘導していくほうがよいのではないか。と申しますのは、森林実態がそれぞれ違つた形の所有形態、構造形態でございます。そういうものを画一的に、一方的に押しつけるような形ではなかなかいきにくいのではないかと、むしろ理解のもとにこれを実施をしていくといふことのほうが、より適確に実態に即したものが推進されるであらうといふふうに考えます。

ただ問題は、八〇%、四〇%ではどういふ御指摘がございました。しかし、われわれとしましては、一応それはめどにしますが、そういう方向でなるべく理解の中にこれを達成することが、ほんとうの実行面においてあらわれてくるのじゃないかといふことで、今後とも十分努力してまいりたい、かように思ひます。

○角屋委員 これはすでに前国会で議論された点ですけれども、いわゆる森林計画を認定制度でやるのと見合ひみたくして税制上の恩典、所得税、法人税あるいは相続税の恩典、これは前国会での各党の非常に綿密な議論を聞いておりましてもおわかりのように、零細なものはそういうものの恩典に浴するチャンスは一回か、あるいは相当長期にわたつてまたもう一回。ところが経営規模の大きなものについては、その回数はいくらでも頻度が高いといふことが現実に出てくるわけなんです。したがつて、やはり森林計画を考へる場合だつて、零細なものの場合には、五年間について実施計画をつくるような実態に必ずしもない、そこで伐採をやるとかなんとかいふような実態にならぬ場合もあるでしょうけれども、相当大手のものは、本来そういう恩典のチャンスもあるし、また

そういう社会的要請もあるのだから、十年間に八〇%なんということを言っておらぬと、もつとやはりきちっとやっていく体制が必要だと思う。これは昭和三十七年の法改正時分に、ぼくもこの委員会におつて議論したのだけれども、三十七年の当時と今度の説明では全く食い違っています。そういうことは深く触れさせなければ、やはりもっと財産保持的な傾向を戒めながら、今日の経済、社会情勢の要請にこたえていくためには、一定規模以上のものは、ちゃんと受け入れ態勢をつくってきちっとやっていく、そういう政策指導が私は必要だと思う。今日はまあ現時点の法律改正でいこうということに、ぼくらもまずまずということを考えているからこの程度にしておくけれども、指導としてはそういう気持ちでやはりやつてもらわなければならぬ、こう率直に思う。

そこで、大臣が冒頭に造林問題、林道問題、いろいろの問題を言われましたが、この労働力問題に触れられなかったのは、非常に柱になる問題の一つをことごとく落として残念だと思つて、林道の問題で峰越し林道というのをやっていますね。それから大幹線林道とかいろいろ林道をやっている。森林開発公団の請負っている林道とか……。そこで林道の問題では、今日国内の生産の進まぬ理由として、林業白書の中では、いわゆる林道から千五百メートルぐらい離れたところの山林が全国で三割ある、したがって林道ももっと整備しなければならぬということをいつているわけですが、これからの林道の開設の基本的なあり方としては、山地振興の社会、経済面の効果あるいは奥地山林の開発面、こういうふうなことも含めて新設等をやられる、あるいは必要ならぬの補修、改修等をやられるということだと思ふのだが、ややもしますと政治路線にはならないだろうか。さつき森委員が言っておりましたように、歴代の長官なんというものは、参議院への気持ちを持っている者はそういうことも含めてこれを使うとか、造林の問題でもそうだとすることが批判として

て言われておる。吉村さんは偉かったと思うのだが、だいぶ前ですけれども、片島港さんが、歴代の長官が参議院の全国区に出ているのにあなただうだと云つたら、私は絶対出ませんというのを農林水産委員会が答弁して、ちゃんとそれは実行された。大臣は何か言われているが、あなたはそういう気持ちでおられるのか、そのことに触れられなかったのだが、ずばりと、私は出ませんとこで言われたらいい。林業の姿勢のためにはそういうことを言われることも一つの方法だと思ふのだが、それは別として、林道問題というのは、本来必要なるべき奥地産業の開発とかいろいろ必要な、やるべきことと違つた方向にいくのは是正しなければならぬ、こういう批判があるのは是正しなければならぬと思ふのだが、一体これからの林道の開設の方向についてどう思ひますか。ことは百一億八千万円というものを計画に組んでおられます、全国森林計画に基づいて。具体的にどうやろうということか、国内の木材需給に関連して非常に重要になると思ひますが、どうです。

○片山(正)政府委員 御承知のように、林道の体系整備ということをやりましたわけでありまして。それは二千ヘクタール以上の大開発林道、それから五百ヘクタール以上の中開発林道、それから以下ということ、林道体系を三つの形に分けられる。われわれの推進する方向として、先ほど申しました大開発のものは大幹線というもので、所有者だけでなかなかやり得ないという面が非常に強いわけでありまして。と申しますのは、普通の林道開発でございますと受益者負担というものが事前に取られるわけでございます。そういうような形もございまして、大きな開発をする場合にはなかなか困難であるということから、森林開発公団につきましまして、特定森林の地域につきましまして、その地域の内容といたしましては、さらに大きな一萬ヘクタールというものを対象にいたしまして、かつ開発に値する蓄積というものを調査いたしまして、その中で開発を進めるといふ態度をとっておるわけでございます。

その場合の開発の方法といたしましては、従来袋地になつて行きどまりになるというのは、大幹線としての性格上おかしいわけでございますので、一応国道、県道との関連も考慮いたしまして、いわゆる袋地でない道を前提としてつくつておるわけでございます。その他のものにつきましては、先ほど申しましたように、二千ヘクタール以上のもの大幹線を中心として、本年度はそれを重点としてやつたわけでございますが、とにかくにも未開発の三割余のものを、やはりなるべく早く開発していくということに重点を置いて林道計画を作成しておるわけでございます。

○角屋委員 造林問題では、造林が三十六年をピークとして今日低下傾向にある、こういうことを言っておるわけですね。たとえば、造林補助金の計画面積というものをしてみると、政府みずから造林補助をやっていく対象の面積が、昭和三十七年時代の二十八万五千五百三十ヘクタールから、四十一年に例をとりますと二十四万九千五百ヘクタールというふうな、造林の補助金を対象にする面積の点が減つてきておりますね。単価は是正しているのですが、この単価自身も、実勢単価との関係では一体長官どの程度ですか。そのこともあわせて、造林は、しかも拡大造林というものに中心を置いた造林をどんどんやらなければならぬ。それが将来の自給率に必ず生きてくる。これはだれしもわかつておる。しかし三十六年から造林補助の面積、この実績というものが低下をしてきておる。大臣もそのことを言っておられる。そして大臣はその理由として、労働力低下とかあるいはその他の一、二の理由を言われたと思うのだが、そんなことで済ましておられる時代じゃないと思ふのです。需給の長期の見通しあるいは先ほど言つた全国森林計画の達成の中で、昭和九十年に九〇%まで持つていくと思へば、今日時点でやはり造林問題についても真剣にやらないか、と、三十年、四十年、五十年たつたときに木を切るわけにいかない。嘆いておるばかりではだめだと思ふのです。その点どうです。

○片山(正)政府委員 御指摘のように、三十六年をピークといたしまして造林の面積は減少してきております。それは二つの理由があるわけでございます。

第一点は、三十六年までは大體終戦直後から含めまして造林未済地というものが非常に多かったわけでありまして。切つて植えてないという形のものが、ほつたらかしておいだというようなものが非常に多かったわけでありまして。それをあわせて植えていくというところに重点を置きまして、木を切つたところにはもちろん植えるわけです。そういう形で、いままで植えられてなかったところ、ところが非常にあつたわけでありまして。それをあわせて植えていくことにおいて計画的にも非常にふえてきた。三十六年くらいになつてきますと、おおむねその造林未済地は解消いたしました。今は切つたところを植えればよいという形に転化したわけでございます。計画的にも実は若千三十六年の計画よりは下回つた計画をわれわれはつくつておるわけでございます。それはそういう理由から計画自身が下回つてきておるわけでございます。しかしながら、残念なことにその計画に対しての実績は、御指摘のようにそれほど満度にはいつておらないわけでありまして。その点、全国森林計画に對比いたしまして九〇%が達成されて、一〇%は遺憾ながら達成されてないというふうな思ひます。これはいろいろ事情がございまして。たとえば、薪炭林が切るときを切らなかつた、いわゆる薪炭需要がなくなつて切らなかつたということ、造林面積が発生しないという事態も中にはございまして。しかしながら、いざにしましても、造林面積が減つてくるということとは、今後の木材需給に非常に影響するわけでございますので、極力計画どおりには達成するように努力いたしたい、かように思ひます。

それから、御指摘の単価の問題でございますが、これは私たちがいま計画いたしております単価は、労賃が内地が七百四十円でございますが、来年度はそれを八百円まで伸ばすということでお認

これを推進しなければならない、その中で達成していかなければならないというふうに思うわけで

てこれを考えておいてはいけな
林業政策推進
の重要なこれも一つの問題である、中心的な課題
であるという気持ちでやらないとこれはだめだと

うが、雇用安定の問題は、国有林労働者の雇用安定の問題も、民有林労働者の問題も含めて、午前来の質問の中でも、雇用安定については真剣に取り

たと思ひますか。おれおれといひましたし、でもそれ
いう方向で努力をいたしておるわけでございま
す。ただ企業をいたしております關係上、やはり

能率というものを踏まえてまいりたいというふう
に考へておる次第でございます。

○角屋委員 あとお尋ねしなければならぬ問題
は、全体的には、農林省の今回の機構改革の中
で、まだ林野庁に対する関係部分の問題がござい
ます。それから今後の機構を林業関係についてど
う持つていくかというような問題もありません。
しかし、率直に言つて大臣も御就任早々で、ここ
あまり専門的にお聞きしてもまだ準備不十分とい
うことであつてはいけません、こういう感じもいた
します。静岡というところは山もあり、平
場もありますし、海もあるという農林水産関係の
環境としては全部網羅されたところで育たれたの
でありますし、直接政調会長も担当せられ、全体的
な視点も持つておられるわけであり、主
体的条件、あるいはビジョン、あるいは施策、
こういうものを持つて、今日のなかになかむすかし
い農林漁業政策に真剣に取り組んでもらいたい、
こういう強い気持ちを持つておられるわけであり
まして、その点について、最後に農林大臣にその考
え方をお伺いしておきます。

○西村國務大臣 先ほどというよりか、今朝来い
る御意見を伺つておりました、特に農業等にお
きましてはやや後退的な面があります。しか
し、農業とか第一次産業につきましては、いろ
んな観点から、議すべき点は議るかわりに進むべ
き点ははつきり進めるといふような形で意欲的に
やつていかなければならぬ、そういう意味で、こ
れから十分勉強してみたいと思つております。
○足立委員 他に質疑もないようでありまして、
で、これに質疑は終局いたしました。

○足立委員 先ほどより討論に入るのであります
が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに
採決いたします。
農林法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○足立委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決いたしました。

○足立委員 先ほど、ただいま可決いたしました
本案に対し、角屋堅次郎君外三名から、自由民
主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派
共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が
提出されております。

○角屋委員 私、ただいま議決されました森林
法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、
日本社会党、民主社会党及び公明党の四派を代表
して、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたし
ます。

まず、案文を朗読いたします。
森林法の一部を改正する法律案に対する附
帯決議(案)
政府は速やかに林業基本法関連施策の整備を
はかるとともに、本法施行にあたり、とくに左
記事項について適切な措置を講ずべきである。

一、森林所有者の経営意欲を高揚して森林生産力
の増強をはかるため、造林、林道等生産基盤の
整備をさらに強化し、あわせて森林施設計画認
定制度の実施を積極的に推進し、林業の発展に
資するよう努めること。
さらに森林施設計画認定制度の円滑な運用にあ
たり、特に、森林施設計画の認定をうけた小規
模森林所有者に対する財政金融措置、たとえば
伐採調整資金制度等の活用について早急に検討
し、その適用が受けられるよう必要な措置を講
ずるとともに、森林組合の活用等所要の措置を
講ずること。

二、最近の災害の実態等にかんがみ、森林の資源
開発と国土保全機能の調整をはかり治山事業の
一その充実を期すること。

三、最近における林産物需給の動向にかんがみ、
木材の自給率をたかめ、安易に外材に依存する
ことのないよう適切な措置を講ずること。
四、最近における農山村労働力流出の傾向に対処
して林業労働力を確保するため、林業労働者に
対する社会保障制度の充実、雇用安定策の確立
等について所要の法制的、財政的措置を早急に
検討し必要な施策を講ずること。

五、今後の林業政策推進上、重要な役割を担当す
べき森林組合の育成強化について必要な措置を
講ずるとともに単独法の制定について検討を加
えること。
右決議する。
以上であります。

この趣旨につきましては、先国会における森林
法の一部改正についての本委員会における論議、
並びに本日の午前来の論議等を通じて十分明ら
かにされておると思ひますので、細部の各項目につ
いての説明は省略させていただきますと思ひます。
何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いいた
します。

○足立委員 以上で趣旨説明は終わりました。
本動議に対し別に発言の申し出もないようであ
りますので、直ちに採決いたします。

ただいまの角屋堅次郎君外三名提出の動議に賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○足立委員 起立総員。よつて、本案に附帯決
議を付するに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所
信を求めます。西村農林大臣。

○西村國務大臣 ただいまの決議の御趣旨を尊重
しまして、関係省とも協議、検討の上対処いたし
てまいりたいと思ひます。

○足立委員 先ほど、ただいま議決いたしました
本案に関する委員会報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異
議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○足立委員 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○足立委員 先ほど、積雪寒冷単作地帯振興臨時措
置法等の一部を改正する法律案起草の件につ
いて議事を進めます。

御承知のとおり、積雪寒冷単作地帯振興臨時措
置法等は、いづれも昭和四十三年三月三十一日
をもって失効することになっておりますが、これら
の事業の進捗状況等にかんがみ、それぞれ有効期
限を昭和四十六年三月三十一日まで、三カ年間延
長することが必要であると認めまして、理事会の
御協議により、ここに各位の御賛同を得て、お手
元に配付してございまして、御起立を求めたい
次第でございます。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を
改正する法律案
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部
を改正する法律案

第一条 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和
二十六年法律第六十六号)の一部を次のように
改正する。
附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を
「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

(急傾斜地帯振興臨時措置法の一部改正)
第二条 急傾斜地帯振興臨時措置法(昭和二
十七年法律第三十五号)の一部を次のように
改正する。
附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を
「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

(濕田單作地域農業改良促進法の一部改正)
第三條 濕田單作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

(海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正)
第四條 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

(畑地農業改良促進法の一部改正)
第五條 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

理由
積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等による農業振興計画等の実施の状況にかんがみ、同法等の有効期限をさらに三年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
この法律の施行には経費を要するが、積雪寒冷單作地帯その他各地帯における農業振興計画等に基づく土地改良事業等の所要額は、土地改良事業等の施行に要する経費から支出されるものであつて、四十三年度におけるその額は、約百九十億円程度と見込まれる。

○足立委員長 起草案について別に御発言もないようでありますので、この際、本案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣に對し意見を述べる機会を与えることといたします。西村農林大臣。

○西村國務大臣 政府といたしましては、積雪寒冷單作地帯振興対策事業等の進捗状況にかんがみまして、本法律案の趣旨につきましては、特に異存はございません。

この機会に、積雪寒冷單作地帯等の特殊地域の農業振興対策について、一そうの意を用いることといたしたいと存じます。

○足立委員長 おはかりいたします。

お手元に配付してあります積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案の草案を本委員の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○足立委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、來たる十九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

農林水産委員會議録第二号中正願

ハシ	段 行	誤	正
二	八	農林漁業金融	農林漁業金融
二	四	末五	浅海漁業開発
三	三	価格、補てん	価格補てん
四	一	利子補給、補助	利子補給補助金

昭和四十三年三月二十三日印刷

昭和四十三年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局